

# AFC フォーラム Forum

Agriculture, Forestry, Fisheries, Food Business and Consumers

# 11

2018

## 特集 『都市農業』という農業



特集

## 『都市農業』という農業

### 3 都市農業振興基本法による農業の行方

大西 敏夫

基本法、基本計画により、都市農地の保全・活用の制度改善措置がなされた。今後の農家の育成支援策、土地確保問題など、浮上する四つの課題を考察する

### 7 都市農業のかたちが日本農業の先駆け

蔦谷 栄一

都市農業には交流場の提供など公益性のある「多様な機能」が期待される。地域性・多様性を活かす都市農業の来し方、往き方は、日本農業の行先を示唆する

### 11 都市なるがゆえに吹く農業にむけた風

榎田 みどり

都市ならではの優位性を活かした経営を実践、多様な機能を発揮する都市農業者を気鋭のジャーナリストが紹介、都市農業の持続可能性を探る

情報戦略レポート

### 15 農業景況DIは大幅下落 事業承継の候補者6割がすでに決定

—農業景況調査(2018年7月調査)—

経営紹介

経営紹介

### 23 株式会社CREA FARM／静岡県 西村 やす子

希少価値が高いが生産手法が確立されているとはいえないオリーブで産業化を目指し、司法書士の女性が地域を巻き込み奮闘する

変革は人にあり

### 27 株式会社ティーファーム井ノ倉／奈良県 井ノ倉 光博

お茶生産農家の11代目は、自らを茶師と名乗り、大和茶のおいしさ、素晴らしさを広く伝える。伝統や文化に育まれた大和茶はブランド化に値すると語る

12月号予告

特集は「食品産業の2020年代ビジョン」を予定。

2018年4月に農林水産省が発表した「食品産業戦略」は、食品産業が2020年代に取り組むべき三つの戦略を提示している。各戦略の先行事例をレポートし、食品企業が目指すべき経営を考察する。



撮影：鎌形 久

岩手県遠野市  
2006年10月31日撮影

わらの天日干し

■ 高く晴れ渡った秋空の下、稲穂を脱穀した後のわらが天日干しされている。故郷の風情ある光景の一つだ ■

シリーズ・その他

観天望気

データの農業 神成 敦司 ..... 2

農と食の邂逅

小林 陽子／三重県  
青山 浩子(文) 河野 千年(撮影) ..... 19

フォーラムエッセイ

座右の銘はAlways Smile スザンヌ ..... 22

主張・多論百出

株式会社農天気 小野 淳 ..... 25

耳よりの話 199回

守り抜かれた秋田三鶏 加茂 幹男 ..... 30

まちづくりむらづくり

海外青少年との交流が地域を元気に  
原発事故の風評被害ハンディを克服  
天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会／  
福島県岩瀬郡天栄村  
村田 美章 ..... 31

書評

内山 節 著  
『半市場経済 成長だけでなく「共創社会」の時代』  
青木 宏高 ..... 34

インフォメーション

女性農業者の経営参画を促す 長崎支店 ..... 35

鹿児島銀行との業務協力15周年 鹿児島支店 ..... 35

岩手の食材に海外からも注目 盛岡支店 ..... 35

桜の聖母短大と「農と食」活性化プロジェクトを始動  
福島支店 ..... 35

認定新規就農者の皆さまへ ..... 36

みんなの広場・編集後記 ..... 37

ご案内

日本政策金融公庫創立10周年 ..... 38

# 観天 望気

## データの農業

農業者の高齢化と後継者不足に対応すべく、スマート農業に関する取り組みが急速に広がっている。昨年度、農林水産省が「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を策定したことを踏まえ、一人で複数台を操作できる農機が市販、二〇二〇年には遠隔監視下での無人システムの実用化を視野に入れる。水管理システムを始め、多様な機器も発売された。そして、農業に関する多様な情報の利活用を図るためのデータプラットフォーム「農業データ連携基盤（通称：WAGRI）」の利活用が開始された。

WAGRIは、わが国のスマート農業の基盤として、多様な農業関連データの連携・共有・提供機能を備えたクラウドサービスである。内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の取り組みの一環で開発され、既に試行サービスを開始、来年初からの本格稼働を予定する。前述したスマート農業機器やソリューションも、個々バラバラに利活用されるのでは地域や作物ごとの多様なニーズに応えることは難しい。目的に応じ、自由にこれらを組み合わせる事で、地域の競争力を迅速かつ着実に底上げするための基盤である。EUの一般個人情報保護規則（GDPR）を見据えた規約整備他「見える化」に向け農業情報の取り扱いに関するルールづくりにも取り組む。WAGRIには、さまざまな分野のサービスが実装される。活用推進を目的に設立された「農業データ連携基盤協議会」には、二二〇の組織が参加（二〇一八年八月末時点）。例えば人工知能（AI）分野のベンチャー企業からは、日本語の手書き文字認識サービスが提供された。農業者は、「気象」などのデータに対し有償無償含めて複数あるサービスから、目的に応じ取捨選択する。農業にあまり関わりのなかった分野の参入が増えスマート農業の市場規模は急速に拡大する兆しの中では、市場拡大に伴うコスト低減化も期待される。

わが国農業就業人口の七割弱は六五歳以上である。従前の経験や口伝による技術から、データを営農に活かすことが当たり前前の時代へなるだろう。スマート農業による抜本的な革新が早急に求められている。

農業データ連携基盤協議会 会長

神成 淳司



しんじょう あつし  
博士（工学）。慶應義塾大学環境情報学部教授、内閣官房副政府CIO、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業情報連携統括鑑を併任。内閣府SIP「次世代農林水産業創造技術」農業データ連携基盤グループリーダー（農業データ連携基盤協議会会長）として、農業分野での情報科学の活用に尽力。

# 都市農業振興基本法による農業の行方

意欲ある都市農業者や市民農園向けに都市農地を活用する観点から、貸し借りが円滑に行われる仕組みなどが法制化され、三年前に制定された都市農業振興基本法が本格的に動き出した。「二〇二二年問題」と呼ばれる政策転換がもたらす課題は何か、対応策は何か、都市農業を展望する。

## 都市農業振興基本法が課題提起

人口減少時代を迎えて大都市政策の在り方が問われる中、二〇一五年四月に都市農業振興基本法（以下「基本法」）が制定され、都市農業は大きな転換期を迎えている。

基本法は、都市農業の安定的な継続を図ること、都市農業の多様な役割を通じて良好な都市環境の形成に資することを主要な目的としている。その多様な役割とは、新鮮で安全な農産物の供給、身近な農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、国土・環境の保全、都市住民の農業への理解の醸成などである（農林水産省「都市農業をめぐる情勢について」〔二〇一八年五月〕より抜粋）。

一方、都市農家の多くは資産運用農家であり、高齢化・後継者不足の問題も抱えているため、農業の経営基盤は脆弱化している（注1）。

都市農業を振興・発展させるには、国をはじめ、地方自治体、農業委員会や農協など、地域の関係機関の連携した取り組みが肝要である。

結論から先に申し上げますと、取り組むべき課題は以下の四点だ。すなわち、①都市農家の育成・支援策、②都市農家の農地確保、③新たに創設された都市農地貸借制度の活用、④都市農地を「都市にあるべきもの」として農業のあるまちづくり、地域づくりを活かすことである。

そこで本稿では、これらの課題にどう対応すべきか述べることにしたい。その前にまず、都市農地をめぐるこれまでの制度とその位置付けについて確認しておこう。

そもそも都市計画法（一九六八年制定）における市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね一〇年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする（法第七条第二項）」と定められ、農地の市街地化（都市的土地利用への転換Ⅱ「農地転用」）は市町村農業委員会（当初は知事）への「届出制」となった。

## いずれ消滅運命の都市農業？

そのことから、市街化区域に編入された農地は、必然的に宅地など都市的土地利用に転換されるが見込まれ、それ故都市農業は、厳しい見方ながら、いずれ消滅する運命の経過的、暫定的な農業と見なされた。

さらに、土地税制面では、三大都市圏特定市の市街化区域内農地（以下「都市農地」）に宅地並み



大阪商業大学経済学部特任教授

**大西 敏夫** *Toshio Onishi*

おおにし としお  
1952年大阪府生まれ。大阪府立大学大学院農学研究科修士課程修了、農学博士。大阪府立大学教員、和歌山大学教員を経て現在に至る。主な編著書に、「都市化と農地保全の展開史」（筑波書房、2018年 単著）、「都市と農村 交流から協働へ」（日本経済評論社、2011年 編著）など。

表1 市街化区域内の農地における税制措置 (2017年度現在)

固定資産税の軽減措置		
	三大都市圏の特定市	三大都市圏特定市以外の市町村
市街化区域内の農地	宅地並み評価・宅地並み課税	宅地並み評価・農地に準じた課税(*1)
生産緑地地区	農地評価・農地課税	農地評価・農地課税

相続税納税猶予制度			
	三大都市圏の特定市	三大都市圏特定市以外の市町村	納税猶予期間の終了理由とならない貸付け
市街化区域内の農地	適用なし	適用 (20年継続で免除)	営農困難時の貸付け(*2)
生産緑地地区	適用 (終生営農が必要)		

資料：農林水産省『食料・農業・農村白書 平成30年版』より作成。  
 \*1：三大都市圏の特定市以外の市町村の市街化区域内農地は、評価は宅地並みとなるものの、課税の際には負担調整措置（税額の増を前年度比最大+10%までに抑制する措置）が講じられている。  
 \*2：納税猶予期間中に身体障害などにより営農困難となった場合の農地の貸付け。2009年度税制改正で創設され、2013年度税制改正で現行の要件に緩和された。  
 ※特定市とは① 東京都の特別区、② 首都圏、中部圏、近畿圏内の政令指定都市、③ 首都圏整備法、中部圏開発整備法、近畿圏整備法に規定する既成都市区域または近郊整備区域をいう。2017年1月1日時点で特定市は214市区。

図 都市農地の保全・活用制度の現況 (2018年度現在)

生産緑地制度の概要 (1991年改正生産緑地法)	都市農業振興基本法制定以降の制度創設および制度改正措置
<p><b>(生産緑地地区指定要件)</b></p> <p>① 良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの</p> <p>② 500㎡以上の規模の区域</p> <p>③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの</p> <p><b>(行為の制限、土地の買取りし出等)</b></p> <p>① 使用収益権者に農地としての管理を義務づけ</p> <p>② 農林漁業を営むために必要となる施設の設置等に限り建築等が許可</p> <p>③ 主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合、または告示日から30年経過した場合、市町村長に買取りし出可能</p> <p>④ 買取りし出の日から3カ月以内に所有権の移転が行われなかった場合、行為制限が解除</p>	<p><b>(改正生産緑地法等：2017年6月15日施行)</b></p> <p>① 生産緑地地区の下限面積についてこれまでの一律500㎡から、市町村条例により300㎡まで引き下げることができる</p> <p>② 同一または隣接する街区の複数の農地を一団の農地として生産緑地地区に指定できる（ただし個々の農地はそれぞれ100㎡以上、都市計画運用指針改正）</p> <p>③ 生産緑地地区の都市計画の公示日から30年経過しようとする生産緑地を市町村が所有者等の同意を得て、特定生産緑地に指定すると、買取りし出が可能となる期間が10年延長される（特定生産緑地制度、再延長可能、2018年4月1日開始）</p> <p>④ 農業の安定的な継続に資する直売所や農家レストラン等を生産緑地地区内に設置することができる</p> <p><b>(都市農地の貸借の円滑化に関する法律：2018年9月1日施行)</b></p> <p>● 生産緑地の貸借について法定更新の例外を設け、契約期間が終われば自動的に返す仕組みの創設（相続税納税猶予制度を継続させる税制特例措置を適用）</p>

評価・宅地並み課税が実施された。しかし、これは都市農家などの反対運動と多くの地方自治体の理解などによって、課税軽減制度が措置され、その後は生産緑地法が一九九一年に改正されて現在に至っている。

また、改正生産緑地法の施行を受けて、三大都市圏特定市の都市農地は、「宅地化する農地」（以

下宅地化農地）と「保全する農地」に二区分化された。宅地化農地には、固定資産税の宅地並み課税が実施され、農地などの相続税納税猶予制度は不適用の措置が取られた。

一方、保全する農地には生産緑地制度が適用され、その指定を受けると固定資産税は農地評価・農地課税（ただし「三〇年営農」が義務）とさ

れ、相続税納税猶予制度も適用対象（ただし「終生営農」が必要）となる（表1）。

生産緑地地区の指定要件（図、左欄）は、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること、五〇〇平方メートル以上の規模の区域であること、用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められることの三点である。主たる従事者が死亡などの理由により従事することができなくなった場合、または告示日から三〇年経過した場合には、市町村長に買取りの申出をすることができる。

この買取り申出日から三カ月以内に所有権の移転が行われなかった場合には、行為制限が解除される仕組みとなっている。

**「三〇年問題」対応がカギ**

以上のように、三大都市圏特定市において都市農家が生産緑地地区の指定を受けると、固定資産税は農地課税となり、相続税納税猶予制度も適用対象となることから、営農が可能となる。

しかしながら、都市農地は売却転用や資産運用が可能のため、相続人は営農目的で農地相続・農地継承するとは限らない。ここで、国土交通省（土地白書（各年版））調べによる都市農地の動向を見よう。三大都市圏特定市の市街化区域内の農地面積は、一九九二年は四万八五六三畝だが、二〇一四年は二万五七七八畝となり、ほぼ半減（四六・九%減）している。そのうち生産緑地地区に指定されている農地面積は、一万五〇七〇畝から一万三五七五畝へと減少（九・九%減）して

いるが、その減少幅は一割程度にとどまる。

このように、生産緑地の減少は小幅であることから、生産緑地制度は都市農地の保全には一定の役割を果たしていると評価できる。しかし、九二年に指定を受けた約八割を占める生産緑地は、二二年には「三〇年営農」の義務を終える。

これは、いわゆる「二〇二二年問題」と称され、都市農家は市町村長に対して生産緑地の買取りの申出が可能となることから、営農を継続するかどうかの選択を迫られる。このため新たな都市農地の保全・活用制度の創設・改善措置が求められたのである。

この間、神奈川県や大阪府、東京都日野市などでは都市農業条例を制定するなど、地方自治体レベルで都市農業の振興が進められてきた。今般、全国レベルで都市農業を安定的・継続的に発展させるために整備されたのが、基本法である。

### 政府に求められる総合的施策

基本法の制定を受けて、都市農業振興基本計画(以下「基本計画」)が二〇一六年五月に策定された。基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」へと大きく政策転換し、都市農業の振興に向けた施策の方向性が提示された。

基本計画は、以下の三つの柱で構成されている。一つ目は、都市農業の振興に関する施策について、基本方針、二つ目は、都市農業の振興に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、三つ目は、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項である。

計画実現の留意点としては、宅地化農地を含めて都市農地・区域を広く捉えること、新たな都市農業振興と土地利用計画に関わる制度的措置を進めること、保全すべき農地に対する税制上の措置を講じることなどが強調されている。

基本計画策定後の制度改善措置を見よう(図、右欄)。二〇一七年四月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が成立している。そのうち都市農地の保全・活用に関わる改正部分の要点は、以下の四つである。

一つ目は、生産緑地地区の一律五〇〇平方メートルの面積要件が緩和され、市区町村の条例により面積要件を三〇〇平方メートルまで引き下げることが可能となった。また、都市計画運用指針も改正され、生産緑地の都市計画における一団の農地の考え方も緩和された。二つ目は、生産緑地地区内に設置できる施設として、直売所、農家レストランなどが追加された。三つ目は、都市計画決定の告示後三〇年を経過した生産緑地への措置として、買取り申出が可能となる始期の延期ができることとなった。「特定生産緑地指定制度」と称され、三〇年経過後は一〇年ごとに延長が可能となる。四つ目は、低層住居と農地が混在する良好な住宅市街地の環境の保護を目的とした新たな用途地域として「田園居住地域」が創設された。

### 都市農地貸借など保全措置も

これら改正の動きと連動して、今年六月「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(九月一日施行)が制定された。同法は、都市農業における担い手の高齢化・後継者不足が進行する中、都市農

地を活用する観点から法制化された。すなわち、意欲ある都市農業者や市民農園向けに、都市農地の貸し借りが円滑に行われる仕組みとして整備されたのである。

対象農地は生産緑地であり、相続税納税猶予制度の適用も継続される。貸借される生産緑地は農地法の「法定更新」の例外として、契約期間が終われば所有者には自動的に返却される。

なお、この仕組みを活用するには、借り手が「事業計画」に農地での取り組みをまとめ、市町村の認定を受ける必要がある。その取り組み要件とは、生産された農産物や加工品を地元や隣接する市町村、都市計画区域内で販売する、農業体験や品評会などの都市住民の交流を図る取り組みを実施する、市町村の農業試験や新規就農者の研修のために農地を活用する、災害発生時、農地を一時的な避難場所として提供することを決めた協定を地方公共団体などと結ぶ、減農薬の取り組みを行うなど環境に配慮した農業を行う、地域の特産品の生産など都市農業の振興を図ることであり、いずれか一つを満たす必要がある(注2)。

以上のように、基本法制定を受けて都市農地の保全・活用のための制度改善措置がなされた。都市農業は大きな転換期を迎え、その振興・発展に向けて第一歩を踏み出したと言える。

表2は、三大都市圏特定市における生産緑地地区指定の状況を圏域別・都道府県別に見たものである。生産緑地地区指定面積は、圏域別では首都圏(五六・七%)が六割近くと多くを占めている中、都道府県別では、東京都(三三三〇

表2 三大都市圏特定市における生産緑地地区指定状況

単位:ha、%

地域	市街化区域内農地面積(A)	生産緑地地区指定面積(B)	指定率
			(B/A)
茨城県	340	90	26.5
埼玉県	3,926	1,825	46.5
千葉県	2,800	1,189	42.5
東京都	4,157	3,330	80.1
神奈川県	2,594	1,404	54.1
首都圏計	13,826	7,837	56.7
静岡県	931	237	25.5
愛知県	3,690	1,206	32.7
三重県	572	191	33.4
中部圏計	5,193	1,634	31.5
京都府	1,331	855	64.2
大阪府	3,196	2,100	65.7
兵庫県	793	534	67.3
奈良県	1,439	615	42.7
近畿圏計	6,760	4,104	60.7
三大都市圏計	25,778	13,575	52.7

資料:国土交通省『土地白書 平成28年版』より作成。  
注:市街化区域内農地面積は2015年1月1日現在、生産緑地面積は2014年3月31日現在。

銚)を筆頭に、大阪府(二一〇〇銚)、埼玉県(一八二五銚)、神奈川県(一四〇四銚)、愛知県(二〇六銚)、千葉県(一一八九銚)が一〇〇〇銚を超えている(注3)。ちなみに、生産緑地を都市の緑(緑地空間)として位置付けるならば、例えば東京都の都市公園面積(二〇一三年三月末現在)は五七二二銚、大阪府のそれは四五五四銚であり、生産緑地が有する役割を考えると、貴重な緑資源と言えよう。

### 四つの課題への対応策

冒頭に申し上げた都市農業の四つの課題にどう対応すべきかを述べる。

まず、第一の都市農家の育成・支援については、国の支援事業の活用とともに、地方自治体の独自の施策展開が求められる。例えば自治体意見を踏まえると、都市農業の担い手を育成するための支援(農業機械やビニールハウスなどの施設整備、ほ場整備・かんがい排水・農道などの生産基盤整備、農業経営展開のための技術・知識の普及指導)、都市農業のPR活動・地域農産物の販売促進活動・販路拡大などの農産物の支援(農産物直売施設、農産物加工施設、集出荷・調整施設、農家レストランなどの施設整備、学校給食などへの地元農産物の活用・供給(地産地消)システムの構築・整備)、都市と農村交流の推進支援(市民農園・体験農園・観光農園などの農園整備、食育の推進)などが重要と思われる(注4)。そのためには、国の総合的・計画的な都市農業振興施策の充実とともに、地方自治体の特色ある地方計画づくりと、それに基づく支援策が必要である。

第二の農地の確保については、「二〇二二年問題」を都市農業の転換期と捉え、制度改善措置がとられた都市農地保全・活用制度を大いに利用することである。そのためには、新たな都市農地制度の周知を図るとともに、「特定生産緑地指定制度」の活用、小規模農地(三〇〇平方メートル以下五〇〇平方メートル未満)を含む宅地化農地の生産緑地への追加指定などを積極的に進めることである(注5)。

第三の都市農地貸借制度の活用については、その制度の周知を早急に進めるとともに、都市農家の意識を転用から利用・活用意識へと醸成

することである。そして高齢・後継者難の都市農家の中で貸付希望のある都市農地(生産緑地)については、貸借制度を活用して、意欲ある都市農家の育成、新規就農者の育成・確保につながるだけでなく、体験農園・市民農園・学童農園・福祉農園など、都市地域ならではの市民参加型農地利用を進めることである。

第四の農業のあるまちづくり、地域づくりについては、都市農業を振興・推進する協議会を設置・運営するなど都市計画部局と農政部局の連携が求められるとともに、都市農家と地域住民との協力・連携・協働を軸にした関係構築が不可欠であろう。援農ボランティアの育成・登録・派遣、防災・減災機能を活かした防災協力農地制度などの推進もその取り組みの一環である。

注1:「農業センサス」によると、一九九〇年から二〇一五年にかけて農家一戸平均の経営耕地規模は、東京都が〇・四九銚から〇・四四銚へ、大阪府が〇・三七銚から〇・三五銚へと推移している(大西敏夫「都市農業における経営展開の可能性とその条件」『農業と経済』第八四巻第二号、二〇一八年三月、昭和堂)。

注2:『日本農業新聞』二〇一八年八月二十九日付。

注3:なお、三大都市圏以外の地方圏の市街化区域内農地面積(二〇一五年一月一日現在)は三万五三四一銚、うち生産緑地地区指定面積(二〇一四年三月三十一日現在)は七九九銚である(国土交通省『土地白書 平成二八年版』)。

注4 農林水産省『都市農業に関する実態調査(農業振興局)』二〇一一年一〇月を参照。

注5 生産緑地の面積要件を引き下げる条例を制定した自治体は、二〇一八年四月一日現在、五〇自治体である(『日本農業新聞』二〇一八年七月三日付)。

# 都市農業のかたちが日本農業の先駆け

都市農業は多角的経営、複合経営をしながら、露地栽培にとどまらずに施設型農業、観光農業、市民農園、体験農園など多様な農業を展開した。この歩みが、「宅地化すべき農地」を「保全すべき農地」への期待に変えた。都市農業の「来し方、往き方」が示唆するところに日本農業の先駆けがある。

## 都市農業観に劇的な変化

「都市農業」という言葉が今、世間では当然のように使われているが、この二、三〇年を振り返ってみると隔世の感がある。

そもそも都市と農業とは相反する概念として存在してきたと言っても過言ではなく、都市は農業・農地をつぶすことによって成立してきた。都市化は経済成長と一体化してもたらされ、農地の壊廃が進行してきたが、こうした流れは逆行しつつある。

そして「都市農業」という言葉は違和感を抱かれるところか、緑や自然が残る潤いある都市を象徴するものとして捉えられるようになっていく。都市農業に対する視線や認識は、まさにドラスティックに変化した。



農的社会デザイン研究所 代表

葛谷 栄一 Eiichi Tsutaya

つたや えいいち  
1948年生まれ。71年から農林中央金庫勤務。株式会社農林中金総合研究所・常務取締役、特別理事を経て2013年10月から現職。主な著書は『未来を耕す農的社会』『農的社會をひらく』『共生と提携のコミュニティ農業へ』(全て創森社)、『都市農業を守る』(家の光協会)など。

今までの流れの詳細については本誌別稿に譲

ることにするが、大きな転換点となったバブル崩壊以前の流れを見ると、高度経済成長に伴って宅地、工場用地、道路などの膨大な土地需要が発生する中、農地の転用を促進するために成立したのが一九六八年制定の都市計画法である。

これにより、市街化区域にある農地は「宅地化すべきもの」とされ、所管は農林省(当時)から建設省(当時)へと移行し、都市農業は農政から排除されることになった。

さらにその後、アメリカからの対米貿易収支黒字解消の圧力を受けて、八六年の「前川レポート」が輸出依存型経済から内需拡大などへの転換を打ち出し、いっそうその圧力を強めることになる。同時に、都市農業・農地不要論が跋扈してマスコミをにぎわせ、都市農業は都市住民の

厳しい批判にさらされることになった。

ところが、バブル崩壊を機にそれまでの開発一辺倒の流れが逆転した。そして都市農業見直しの機運が高まり、二〇一五年四月、都市農業振興基本法を成立させるに至ったのである。

## 農政から排除された都市農家

都市農業の現状を数字で見ると、農家戸数は二二・八万戸、農地面積は八万畝、販売金額は四四六六億円であるが、農業全体に占める割合は、農家戸数九%、農地面積二%、販売金額九%となり(二〇一六年のJA全中公表資料の推計による)、農地面積に対して販売金額が多いという特徴があることが分かる。

このことから、都市農業は小規模面積ながらも、野菜を中心に品質重視の消費者ニーズに対



表 「多面的機能」と「多様な機能」の比較

農業の「多面的機能」	都市農業の「多様な機能」
国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。 「食料・農業・農村基本法」(第3条) 1999年制定	都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。 「都市農業振興基本法」(第3条) 2015年制定
求められる機能	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国土の保全</li> <li>●水源のかん養</li> <li>●自然環境の保全</li> <li>●良好な景観の形成</li> <li>●文化の伝承 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農産物を供給する機能</li> <li>●防災の機能</li> <li>●良好な景観の形成の機能</li> <li>●国土・環境の保全の機能</li> <li>●農作業体験・学習・交流の場を提供する機能</li> <li>●農業に対する理解醸成の機能 など</li> </ul>

※農林水産省資料を基に作成

応じた高単価の農産物生産に注力してきたことを反映していると言えるだろう。

従って都市農家の販売収入は相対的に高収入であると言えるが、一方で固定資産税や都市計画税の負担は過大であり、農業収入だけでこれを賄うことは到底不可能である。このため、アパートや駐車場などの経営が必然化され、そこから農外収入を税金の支払いに充ててきた。

また、相続税納税猶予制度はあるものの、終身営農が条件とされることから生産緑地の指定を受けられないケースも多く、相続税支払いのための農地売却が後を絶たない状況が続いてきた。

つまり、農地を守ってきた都市農家は農政から排除されており、原則として補助金などの支援がなく、しかも過大な税負担を強制される中で、自立経営を目指すしか道はなかった。

苦しい環境下で形成された都市農業経営は、「不動産収入などを含む兼業という以上に多角的経営・複合経営の展開」「露地栽培だけでなく施設型の農業、観光農園、市民農園・体験農園などの多様な農業の展開」「鮮度をはじめとする身近な消費者ニーズの対応への注力」という三つの策を生み出した。そしてこれらを組み合わせることで生き残りを図り、辛うじて都市農地は維持されてきたと言える。

### 多様な機能発揮が今や存在感

都市農業を取り巻く環境の変化と都市農業の実態・実情を踏まえ、二〇一五年に都市農業振興基本法が成立した。これによって、都市農地は「宅地化すべき農地」から「保全すべき農地」としてその位置付けを見直されることになった。

大きく見直されたポイントは、都市農業が発揮すべき「多様な機能」である。この多様な機能を具体的に挙げると、農産物を供給する機能、防災の機能、良好な景観の形成の機能、国土・環境の保全の機能、農作業体験・学習・交流の場を提供する機能、農業に対する理解醸成の機能の六つとなる。

併せて一九九九年に成立した食料・農業・農村基本法で掲げられている「多面的機能」について確認すると、「農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外」として、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、がある。

そこで、日本の農業全体に発揮が求められる「多面的機能」と、都市農業に期待される「多様な機能」とを比較すると、農産物を供給する機能、良好な景観の形成の機能、国土・環境の保全の機能については共通しているが、都市農業の「多様な機能」には防災の機能、農作業体験・学習・交流の場を提供する機能、農業に対する理解醸成の機能が付加されている(表)。

すなわち、都市農地は地震や台風などの災害時の避難場所として位置付けられるだけでなく、都市住民の農業参画や、子どもたちの食農体験の場としての位置付けもなされているということだ。

特に「多様な機能」の最大のポイントと考えられるのが農作業体験・学習・交流の場を提供する機能であり、「多面的機能」と同時に、この新たな

機能の發揮によって農業に対する積極的な理解を醸成・獲得していくことが期待される。

言い換えれば、「多様な機能」とは多面的機能にとどまらず、農家が農作業体験・学習・交流の場として農地を提供することで都市住民と交流・連携していくことも期待されるものであり、そこでは農業者が主体的に取り組むことが前提とされている。

そして、この「多様な機能」は教育や地域コミュニティと直結し、「公共性・公益性」と一体関係にあるものと位置付けられている。

### プレ農家レストランで会食

都市農業の形態は実に多様であり、さらに「多様な機能」の發揮を期待されるため、経営モデル化としてまとめることは難しい。基本は周辺環境も含めた人的資源、物的資源を活かしていくことに尽きるが、筆者が注目している東京都武蔵野市のS農場の取り組みをここで取り上げたい。

JR中央線の武蔵境駅から徒歩一〇分弱、玉川上水がすぐそばを流れ、緑の多い文教地区にS農場はある。畑面積は二〇<sup>ア</sup>ほどで、ご多分に漏れず、アパートや駐車場を経営して繰り返し稼いでいる。

ここでは有機農業に長年取り組んでおり、有機農業、生命観にこだわってきた。身近な場所です産された有機農産物は好評で、地域にはS農場のファンも多い。

このため、野菜の代金は前払い制にして、消費者が後で有機農産物を受け取りに来ることに對して、地域の消費者は違和感を持たないどころ

か、この有機農業生産を支援するのは自分たちだ、という意識が定着しつつある。まさにCSA（地域支援型農業）ともいべき取り組みと云っている。

周辺に保育園や小学校があり、S農場はこれまで農業体験の場を提供してきた。子どもたちの出入りが増えるのに比例して、その母親たちの出入りも増えている。

母親たちは農業体験にとどまらず、Sさんの指導で収穫したダイコンを漬け物にしたり、最近では自ら藍を栽培・収穫して藍染めを始めた。さらには「プレ農家レストラン」と銘打って、自分たちで収穫した農産物を畑横の作業小屋で調理し、皆で会食する。

S農場の活動は「空間提供業」というべきものにまで広がり、新たな地域コミュニティ形成にとって欠かせない場となりつつある。

### 課題は都市農業の位置付け

こうした都市農業の位置付けや経営実態は、日本農業全体の動きの中でどのように評価し得るのであろうか。また日本農業全体とどのように関係し、影響を及ぼしているのかについて考えてみたい。

担い手の高齢化と後継者不足、小規模経営と高コストをはじめとして、日本農業は多くの構造的問題を抱えており、これが三八%（二〇一七年度カロリーベース）という低食料自給率に凝縮されている。

この農業構造は、自然条件・国土条件に大きな制約がある中、農業の近代化、そして経済成長と

ともに構築されてきたものであり、工業製品を主とした輸出の増大と貿易収支の黒字累積に伴う円高の影響が極めて大きい。

構造改善を目指した農業基本法の下では、食料自給率は一貫して低下を続け、四割もの米の生産調整を余儀なくされてきた。そして、もはや農業基本法によるリードには限界があるとして、一九九一年の政策「新しい食料・農業・農村の方向」、そして九九年の食料・農業・農村基本法が生まれた。市場原理に沿って大規模化・低コスト化による構造改善を目指す一方、多面的機能の發揮による農業・農村が持つ外部価値を評価することによって、日本農業の存在意義の再整理を図ってきた。

ところがその後の農政展開は、二〇一六年一月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に象徴される。

同プランでは、①国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進、②六次産業等の推進、③農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減、④経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設、⑤農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進、⑥更なる農業の競争力強化のための改革、⑦人口減少社会における農山漁村の活性化、⑧林業の成長産業化、⑨水産日本の復活、⑩東日本大震災からの復旧・復興、という一〇の取り組みが掲げられている。

このキーコンセプトは「強い農業の創造」であり、「農業・農村全体の所得を今後一〇年間で倍増」させることを目標としている。食料・農業・

農村基本法による大規模化・低コスト化の推進による市場原理への対応と、多面的機能の発揮を評価した所得補填とのバランスを取りながら、食料の確保と農業・農村の維持・活性化を目指したはずが、構造改善による市場原理への対応に著しく偏って農政展開が図られてきたと言わざるを得ない。

言い方を変えれば、わが国農政は産業政策と地域政策を両輪として展開されるはずだったが、産業政策ばかりが先行し、地域政策はおろそかにされてきたのが実態である。

### 誰もが納得する農業ビジョン

先にも触れたように日本農業が競争力に乏しいのは、構造改善の遅れだけではなく、むしろ平地が少なく起伏の多い自然条件・国土条件の制約と産業構造が大きく変化するに伴っての円高に起因するところが多い。

いってみれば、競争原理を強化するだけでは日本農業の維持・活性化は困難であり、むしろ現在の農政では小規模・家族経営の脱落を招くばかりである。これでは、農村の活力喪失に直結しかねない。

こうした事情は、程度の差こそあれ先進各国に共通したものであり、競争力強化を図りながらも農業支援を増強してきたのが実情である。ちなみに各国の農業生産額に対する農業予算の割合(二〇一二年)を見ると、日本は三八・二%であるのに対し、フランスは四四・四%、イギリス六三・二%、ドイツ六〇・六%であり、アメリカに至っては七五・四%となっている(『JIC総

研レポート』二〇一六冬より)。

むしろ今、農政に求められているのは、大規模化・低コスト化の推進という以上に、農業を支援しながら持続的な食料・農業・農村を目指しての将来ビジョンを構築していくことではないか。多額の予算を必要としながらも国民・消費者、そして農業者が納得し、期待し得る日本農業のビジョンを明確にして、この実現を目指していくことが必要であると思う。

### 日本農業生き残りの道を示唆

そこで、改めて都市農業の動向に注目してみたい。「宅地化すべき農地」だったものが今回「保全すべき農地」とされたのは、「多面的機能」に防災の機能、農作業体験・学習・交流の場を提供する機能、農業に対する理解醸成の機能を加えた「多様な機能」の発揮が期待されたものである。緑農一体化した環境形成と、教育や地域コミュニティに直結した「公共性・公益性」発揮への大きな期待が、都市農業の位置付けの見直しを可能にした。

一方、日本農業は自然条件・国土条件に恵まれないとされてきた。確かに近代農業による大規模化を進めるには、不利な条件に置かれていることは間違いない。

しかしながら日本農業は、①豊富な地域性・多様性、②極めて高い水準の農業技術、③高所得かつ安全・安心・健康に敏感な多数の消費者の存在、④都市と農村との移動時間・距離の短さ、⑤里地・里山、棚田等の優れた景観、⑥豊かな森と海、そして水の存在などの特質を持つ。

中でも都市農業は③、④に最も恵まれており、これを活かすことで消費者ニーズに対応してきた。そして、営農を維持するために多角的経営・複合経営をしながら、露地栽培にとどまらず、施設型の農業、観光農園、市民農園・体験農園などの多様な農業を展開してきた。これが「多様な機能」の発揮につながるものとして評価を得て、新たな位置付けを獲得してきたのである。

都市農業のこうした歩みは、これからの日本農業の方向を考えていくに当たり、極めて示唆的でもある。

日本農業は大規模化・効率化して競争力を有するプロ農業者と共に、兼業農家や自給的農家ら小規模・家族経営を組み合わせた多様な担い手によって、地域性・多様性を活かした農業、まさに地域農業を展開することが肝要だ。また同時に、暮らしと環境を守り、農村の活性化をも可能にしていくことが基本方向であると考えられる。これは産業政策と地域政策を一体に融合させて、地域農業を振興しつつ農村の維持・活性化を目指すものである。

日本農業の生き残りの道は、専業農家による企業の経営ばかりでなく、六次産業化や農業体験・農泊なども含めた経営の多角化・複合化も含め、さまざまな形態によりながらおのおのが自立経営を目指して地域農業を展開し、また、消費者との連携・交流を強めながら地域循環を膨らませていくところにある。

都市農業の来し方、生きざまが示唆するところは大きく、日本農業の先駆けである、とするゆえんである。



# 都市なるがゆえに吹く農業にむけた風

都市農業は一九六八年制定の「都市計画法」によって、市街化区域内の農業は、おおむね一〇年以内に市街化すべきものとされ、農業政策の対象から除外し、宅地化推進策が強力に進められる。知恵と創意で生き残る都市農業者たちを、気鋭の農業ジャーナリストがレポート。



農業ジャーナリスト

**榎田 みどり** Midori Sakakida

さかきだ みどり  
秋田県生まれ。東京大学大学院修士課程修了。明治大学客員教授。学生時代から農村現場を歩き、消費者団体勤務を経て90年よりフリー記者。農水省「都市農業の振興に関する検討会」委員など歴任。著書に「雪印100株運動」（創森社、共著）など。

## あなたの街でぶどう狩り

消費者が身近にいる都市部では、アイデア次第でさまざまな販路確保が可能だけに、多様な生産販売の仕組みが組み立てられる強みがある。東京都世田谷区の飯田勝弘さん（六三歳）が選んだのは、区内で栽培されていなかったブドウの導入と直売だ。

就農は一九七八年。翌年、大学時代から構想を温めていたブドウ栽培に着手した。父親は、露地野菜栽培で高い評価を得ていた篤農家。「野菜ではなかなか親を超えられない。収益性の高い新規作物なら早く親父から独立できると、大学卒業時に恩師から言われたんです」と飯田さんは笑う。当時、ブドウは果樹の中でも高い栽培技術が必要と言われ、しかも火山灰土壌の世田谷区

でブドウ栽培は無理とされていた。「難しいということは希少価値が高く収益性が高い」と飯田さんは導入に踏み切った。

全量直売を前提に、東京都農業試験場で品種開発されたばかりの「高尾」を中心に、「紅瑞宝」「ピオーネ」など複数の高級品種を新植。消費者がブドウ園に入って自ら収穫し、出口で会計する「収穫販売（もぎとり販売）」方式を考案した。キャッチフレーズは、「あなたの街でぶどう狩り」。八二年に販売を始めると、区内唯一のブドウ園とあって消費者の反響を呼び、一年目から完売の人気を得た。飯田さんの成功で仲間が増え、八四年には四戸で「世田谷ブドウ研究会」を結成。その後、会員は一八戸まで増加し、世田谷区にブドウ栽培が広がった。現在、会員は一四人。飯田さんを含め全農園で後継者が育っている。

二〇〇四年には、ワイン専用品種のメルローの栽培にも着手。本格的なワインをと、山梨県内を回って委託醸造を引き受けてくれる醸造所を探し、〇六年、『Act one 世田谷メルロー』を商品化。現在、年間五〇〇〜六〇〇本を販売している。

飯田農園の現在の経営面積は約七〇ア。生食用ブドウとワイン専用ブドウを合わせて五五ア、父親の経営時は主力だった露地野菜は一五アに減少したが、逆に、少量多品目栽培・庭先販売には適当な規模だ。コマツナでは「小松菜食べ隊」という消費者組織も誕生。消費者たちが自ら畑で収穫し、計量や金額計算も行い、月末に購入料金をまとめて支払う。その他の野菜も、顧客には畑から直接収穫してもらい、残った分は庭先販売で完売する。

農地面積に制約がある代わりに収益性の高い品目の施設園芸にシフトし、販売では高額所得者層が多い世田谷区の強みも活かした経営だ。

### 消費者の農業体験をビジネス化

一方、東京都練馬区では、農産物ではなく農業体験そのものをビジネス化した「農業体験農園」が一九九六年に誕生し注目を集めた。園主の農業者が指導者となって、一年間の作付け計画を立て、種苗や農機具を用意し、一区画三〇平方メートルの栽培収穫体験を提供する「市民参加型農園」だ。

消費者と交流が深まるだけでなく、単収が約一〇〇万円と、従来の農業生産による単収よりはるかに高い。その後、二〇〇二年には東京都農業体験農園主会、一〇年には全国農業体験農園協会が組織され、現在、取り組む農業者は全国で約一四〇に上る。

このビジネスモデルを生み出した立役者は、同区内の農業者「緑と農の体験塾」を開設する



飯田農園のブドウで醸造されたワイン

加藤農園の加藤義松さん（六四歳）と「大泉風のがっこう」を開設する白石農園の白石好孝さん（六四歳）だ。加藤さんは一九八〇年、白石さんは七八年に就農。当時はどちらの営農形態も、キャベツ単作・市場出荷で、二人とも「農業に全く魅力を感じられなかった」と口を揃える。

二人の農業への姿勢を大きく変えたのは、やはり直売事業だった。加藤さんは八四年、道路沿いの物置小屋で本格的に直売を開始。生産体系も、キャベツ単作から直売用の多品目生産に切り替えた。予想以上の人気を呼び、農業収入が安定しただけでなく、消費者の反応がダイレクトに伝わってくる実感に、農業のやりがいが一気に上がった。

やがて、子どもたちの同級生や保護者が畑に遊びに来るようになり、農家にとっては当たり前だった畑の農作物や生き物に驚き、収穫体験に感動する様子に、「これからの時代、野菜をやって売るより野菜づくりのノウハウを売るほうが面白いのではないか」と考え始めた。九二年、友人だった白石さんに相談。その夜一晩で、農業体験農園の開設・運営支援を求める意見書の原案を二人で作成し、練馬区の担当職員に持ち込んだのが、同事業の誕生につながった。

農業体験農園の構想が生まれた九二年は、「改正生産緑地法」が施行され、農地所有者が「三〇年営農継続」という条件を飲んで「生産緑地」指定を受けるか、指定を受けずに「宅地化農地」とするか、短期間での選択を迫られた年でもある。バブル期の地価高騰で都市農業バッシングが吹き荒れ、都市農業への理解をどうやって広げる

かが、営農継続を望む農業者にとって大きな課題になっていた。

白石農園も、加藤農園と同様に八七年から農園直売をスタートし、徐々に経営形態が変わり始めていたが、農業体験農園の開設後、さらに市民交流型へとシフトを強めた。九八年に精神障がい者の社会適応訓練協力事業所の認定を受けて障がい者雇用を始め、二〇〇三年には農業体験農園の園主仲間と食農教育を事業とするNPO法人畑の教室を設立。〇八年には農業体験農園の生徒だったシェフ・毛利彰伸さん（四八歳）と連携し農園レストラン「La毛利」を開店。翌〇九年にはブルーベリー摘み取り園もオープンした。

現在、一・四畝のほ場のうち農業体験農園が五〇％、ブルーベリー園一〇％、残り八〇％が直売用の野菜の露地・ハウス栽培ほ場だ。

「生産緑地法が改正された一九九二年以降、農業生産だけではない都市農地の多面性についてずっと考え、都市との共生という視点で、地域と幅広くかかわり協調していく農業経営を目指してきました。一つ一つ取り組みを積み重ねてきて、気が付けばそれが今回の都市農業振興基本法の多面的機能の位置付けに反映されていた印象です」（白石さん）

### 都市農業の新世代の動き

近年、この三農園は世代交代の時期を迎えている。飯田農園では、三年前に長女の亜沙子さん（三〇歳）が会社勤めを辞め自宅に戻り就農。

白石農園では、二年前に長男の秀徳さん（三〇

歳が大手青果卸会社勤務を経て就農し、これを機に販路を拡大。現在、農園直売、J A直売所二店舗の他、近隣スーパー二店舗に白石農園専用の棚を確保。飲食店も二店舗に販路を広げた。今後、アスパラガスの施設栽培にも着手する予定だ。また、二〇一六年から練馬区が、都市農業振興策の一環として「ねりマルシェ」の支援事業を始め、J A東京あおばの「どこでもマルシェ」、練馬区女性農業者グループの「ねりまde女子マルシェ」、西武鉄道が沿線駅前で行う「西武グリーンマルシェ」など、さまざまなマルシェが登場。「ねりまde女子マルシェ」代表は白石さんの妻・俊子さん（五八歳）で、マルシェ開催を通じて飲食店と知縁が広がったことも販路拡大につながっている。

一方、加藤農園でも、三年前に長男の義貴さん（三二歳）がJ A勤務を経て就農。経営面積約一・一畝のうち一〇坪のほ場で、義貴さんが高糖度トマトの養液栽培に乗り出した。昨年から直売を始めたが、毎日午前中には完売する人気で、今後、さらに規模拡大の意向という。

この二農園だけでなく、練馬区では、地域との共生を重視し交流型農業経営を志向した親世代と違い、高収益が望める施設園芸に乗り出す後継者が増えている。

「私たちは強い逆風の中、宅地並み課税反対運動からスタートしました。農業体験農園の手法もその延長線上で編み出したものです。息子の世代は完全にフォロワーの風。その環境下、地域との共生をことさらに意識せず、農業収入を伸ばすことを重視する傾向が強い気がします」と加藤

さんは言う。

## 都市と農地をつなぐ企業

独創的な経営で収益を上げ、後継者もいる農業者にとって、二〇一五年の都市農業振興基本法制定と、それに伴う都市農業関連制度・税制の改正は基本的に追い風だ。しかし一方で、農業所得の向上より農地管理を重視しており、すでに農地管理が重荷になっている農業者も多い。

昨年六月の「生産緑地法」一部改正によって、今年一月「特定生産緑地制度」が創設されたが、同月に国土交通省が実施した「練馬区・世田谷区の農家を対象としたアンケート」によると、所有する生産緑地について三〇年の指定期限が過ぎた場合、特定生産緑地に農地を「全て指定する」が六三%、「五割以上指定する」が一五%、「五割未満を指定する」が五%、「指定しない」が八%となっている。

現行制度の生産緑地指定を受けている農地でも、今後、改めて特定生産緑地指定を受けなければ、固定資産税は農地評価から漸次、宅地並み評価に切り替えられる。つまり、指定を受けない農地は、地権者が長期的には農地転用せざるを得ないと考えている農地と推測できる。まだ制度内容の周知が徹底していないため、今後、指定比率が上がる可能性もあるが、都市農業の「振興」どころか「現状維持」も危うい。

特定生産緑地制度の施行時期は、ちょうど一九九二年に生産緑地指定を受けた農業者の世代交代期。子ども世代は農業経験がなく「子どもの負担にならないように、自分が農地の処分を決

めなければ」と考えている農業者もいる。

今年九月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）」は、後継者のいない農地も、とりあえずは農地のまま残せる選択肢を広げる効果が期待されている。ただし、小規模でも高収益を上げられる施設園芸は、施設建設費用の回収と補助事業の償還まで長期間が必要のため、借地契約が結びにくい。そもそも農地を貸したい都市農業者のニーズを満たすだけの既存農業者が地域にどうかどうかすら、心もとない。

近年、既存農業者以外の担い手として注目されているのが、株式会社アグリメディアなど都市農地を活用した市民農園事業を展開する企業だ。二〇一一年に「都市と農業をつなぐ」をコンセプトに設立されたアグリメディアは、翌一二年、サポート付き市民農園「シェア畑」運営事業をスタート。現在は首都圏を中心に八〇農園・約二〇畝に拡大した。その後、就農希望者と農業法人をマッチングする「あぐりナビ」、就農希望者を養成する農業学校「アグリアカデミア」など事業を広げているが、年間販売額約八億円のうち約六割をシェア畑事業が占める。

現在、シェア畑の開設希望者からの問い合わせは年間約二〇〇〇件。うち四割が農業者個人、六割は農業者を顧客に持つ税理士などの事業者で、J Aからの問い合わせも増えている。個人からの問い合わせは、地権者本人よりも子ども世代や二〇〜三〇歳代の孫世代からが多いという。仕組みは農業体験農園と似ているが、集客、農作業の指導やサポート、事務などを同社スタッ



「ねりまde女子マルシェ」はいつも盛況



シェア畑での栽培講習会の様子

フが行い農地所有者の負担が少ない点、また、農園の一区画が三〜三平方メートルと小さく、一〇〇坪あたり一〇〇万円と農業体験農園の一〇倍の単収を想定している点などが大きく異なる。

ただし、「一〇〇坪の問い合わせのうち検討対象になるのは三〇〜四〇坪。シェア畑開設につながるのには、そのうち一割」と同社代表取締役社長の諸藤貴志さん(三八歳)は言う。農地の立地条件の問題もあるだろうが、農地管理に悩む農地所有者の潜在ニーズの高さがうかがえる。

今後、都市住民の多様なニーズに対応した商品の作り方やサービスの異なるモデルをつくることで、今の四〜五倍のマーケットに拡大できると諸藤さんは見ている。また、今回の都市農地

貸借法の施行にも、新たなビジネスチャンスを感じ取っている。この点に関して、諸藤さんは「これまで就農希望者の教育事業や雇用就農へのマッチングを行ってきましたが、今後は、生産緑地と新規就農者のマッチングの可能性も出てきます。今までシェア畑の開設をお断りしてきたケースでも『この農地ならこのような活用方法がある』とビジネスモデルの提案ができるようになればと考えています」と語る。

### それでも残る不安定要素

加藤農園の加藤さんも、生産緑地への外部からの若手農業者の新規就農の可能性を指摘する。「都内の二三区以外の若手農業者の中には、自身

の農園を営しながら複数の仲間と共同で借地で農業体験農園を始めるケースも登場しています。生産緑地は面積が狭くても販売面では魅力がある。地域外の若手農業者が担い手に加わる可能性はあると思います」と。

また、農地管理に悩む後継者世代を考え、野菜よりも負担の少ない永年作物での農業管理を呼び掛ける動きもある。例えば、飯田さんが経営管理委員長を務めるJA世田谷目黒では、相続手続きやその後の農地管理の相談に乗る「資産サポート事業」に力を入れているが、近年勧めているのは、温州ミカンやクリへの転換だ。すでにミカン畑は増えており、クリも、高級洋菓子店と連携し『世田谷栗』としてのブランド化も視野に試験栽培が始まっている。

ただし、「地方と都市では『儲かる農業』の意味は違う。都市部は、いくら農業収入を上げても、高額な固定資産税を毎年払わなければならず、農業収入だけで生計を維持するのは不可能です。不動産事業で税額を賄わなければ農地を残せない現実を理解してほしい」と飯田さんは釘を刺す。

農地の相続税猶予制度はあっても、家屋や作業場など宅地の相続税支払いのために農地の一部を売却せざるを得ない状況は、制度改正後も変わらない。また、都市農地の貸借は、短期的には借地として農地を残すメリットにつながるが、営農しない兄弟も含めた均分相続が主流になると、将来的には都市農地が一気に減少に向かう懸念もある。都市農業者の立場から見れば、さまざまな不安要素は残るが、今後、都市農業にどのような風が吹くのか注目したい。



# 農業景況DIは大幅下落 事業承継の候補者6割がすでに決定

—農業景況調査(2018年7月調査)—

日本公庫の農業資金をご利用いただいているお客さまを対象に、農業の景況調査および事業承継に関する調査を行いました。結果概要をご紹介します。

販売単価の低下と生産資材や労賃などの生産コストの上昇を背景に、収支・資金繰りが悪化し、その結果、景況DIが大幅に下落したのと思われる。

業種別に景況DIを見ると、全ての経営部門が悪化している中であって酪農が高い値を維持しているのが特徴です。

酪農(都府県)は、前回調査の一・二・六から〇・五ポイント低下し一・二・二になりました。また、北海道は四四・八から六・八ポイント低下したものの、三八・〇と高い値を保っています。酪農は、販売単価の好調が続いていることなどが影響していると考えられます。

また、養豚は五九・四からマイナス四七・〇ポイントの一・二・四に、ブロイラーは、五五・三からマイナス三六・九ポイントの一・八・四と、低下しているものの業況DIはプラス値を維持しています。相場が一七年を下回っているものの、未だ高い価格帯にあることが要因と見られます。採卵鶏は三三・七から八一・八ポイント大幅に低下し▲四九・二となりました。生産量の増加により販売単価が下落していることが原因です。

超高齢社会の日本は二〇二五年に、団塊の世代の全ての方が後期高齢者にあたる七五歳以上。高齢化が進む農業界では事業承継が喫緊の課題とも言えます。

そこで今回の調査では、景況DIの調査とともに、事業承継に関する調査を行い、農業経営者の事業承継の実態を明らかにしました。

## 景況DIの調査結果

### 販売単価の下落などが要因

二〇一八年上半期(一〜六月)の農業全体の景況感を示す景況DIは過去最高の値を示した一七年調査(二〇一八年一月時点)以降、前回調査の二一・二から一七・九ポ

図1 農業景況DI天気図

経営部門	2017年	2018年		
	実績	上半期実績	通年見通し	
農業全体	21.2	3.3	▲12.3	
耕種	稲作(北海道)	39.7	0.2	▲50.4
	稲作(都府県)	10.3	2.7	▲11.6
	畑作	34.8	6.7	▲28.5
	露地野菜	7.5	4.6	▲6.5
	施設野菜	15.0	▲1.5	0.5
	茶	26.5	▲21.1	▲30.7
	果樹	21.8	12.8	9.9
	施設花き	▲10.6	▲25.2	▲19.6
	キノコ	▲2.5	▲8.7	8.8
	畜産	酪農(北海道)	44.8	38.0
酪農(都府県)		12.6	12.1	15.3
肉用牛		17.5	▲2.5	▲20.1
養豚		59.4	12.4	▲5.3
採卵鶏		32.7	▲49.1	▲59.8
ブロイラー	55.3	18.4	▲6.1	

[DI値とお天気マークの関係]

☔ ≤ -50 < ☔ ≤ -20 < ☔ ≤ -5 < ☔ < 5 ≤ ☔ < 21 ≤ ☔

(注)DI値に2.5以上の差異がある場合は上向きまたは下向き矢印。2.4以内の場合は平行矢印。



査から四七・六ポイントも低下し  
▲二・二になりました。これは天  
候不順により出荷時期と需要期が  
ずれ込んだことで相場が過去最低  
の水準にまで下落したことが要因  
です。

### 通年見通しも天候不順で悪化

農業全体の景況DIの二〇一八  
年通年見通しは、前回調査の二二・  
二より三三・五ポイント低下し、▲  
一一・三となりました。

業種別に見ると、耕種では、稲作  
(北海道、都府県)、畑作、露地野菜、  
茶がマイナス値に転じる見通しで  
す。畑作と露地野菜では、夏場の天  
候不順により作柄が不安視される  
ことが理由と考えられます。畑作  
は三四・八から六三・三ポイント大  
幅低下で▲二八・五、露地野菜も  
七・五から一四・〇ポイント低下の  
▲六・五でした。

稲作では、政策の大きな見直し  
が行われたことにより、今後の先  
行き不安が反映されました。北海  
道が三九・七から九〇・一ポイント  
の大幅低下で▲五〇・四。都府県は  
一〇・三から二二・九ポイント低下  
の▲一一・六となりました。

畜産では、酪農のみプラス値を  
維持しています。

酪農(北海道)は前回調査の四

四・八から二六・四ポイント低下の  
一八・四、都府県は二二・六から二  
七ポイント低下の一五・三と、プラ  
ス値を維持しているとはいえ六月  
の長雨による飼料作物の不作の影  
響が懸念されることから慎重な見  
通しとなりました。

採卵鶏は、販売単価が低下傾向  
にある中で、さらに増産が進んで  
いることから、三二・七からマイナ  
ス九二・五の▲五九・八と悪化する  
見通しとなりました。

また、養豚は海外からの輸入量  
が増加していることから五九・四  
から六四・七ポイント低下し▲五  
三となりました。

設備投資見込みDIは、前回調  
査の▲六・八から二二・〇ポイント  
上昇し一四・二となり過去最高値  
を更新しました(図2)。

設備投資額の増減の見込みにつ  
いて聞いたところ、「昨年に比べ増  
加する」が一番多く四八・〇%、次  
に「同程度」が三四・〇%と続き、「減  
少する」は一八・〇%でした(図省  
略)。「増加する」が約半数を占めて  
いることから、設備投資に対する  
意欲の高さがうかがえます。一方  
で、アンケート回答者からは、「建  
設資材の高騰などにより、同じ内  
容の設備投資を行った場合でも投  
資額は増加する」といった声も聞

図2 収支DI、資金繰りDI、販売単価DI、生産コストDIなどの推移

	収支DI		資金繰りDI		販売単価DI		生産コストDI		設備投資見込みDI		雇用状況DI		
	2017年	2018年 上半期	2017年	2018年 上半期	2017年	2018年 上半期	2017年	2018年 上半期	2018年		2017年	2018年 上半期	
									1月調査	7月調査(今回)			
農業全体	14.7	▲2.7	15.5	2.4	24.3	▲7.9	▲25.2	▲37.3	▲6.8	14.2	▲36.8	▲37.4	
耕種	稲作(北海道)	43.0	▲2.3	23.8	▲1.5	54.4	8.9	▲18.8	▲39.6	▲9.6	17.8	▲39.0	▲38.4
	稲作(都府県)	2.2	0.5	7.3	▲0.7	36.0	6.5	▲11.2	▲18.2	▲0.4	24.2	▲27.8	▲30.8
	畑作	28.1	▲1.7	23.3	5.0	▲2.1	▲20.2	▲28.4	▲41.2	6.4	19.8	▲45.0	▲47.4
	露地野菜	▲0.9	▲3.2	2.7	3.4	▲7.8	▲13.9	▲40.0	▲42.6	▲10.8	13.0	▲43.4	▲41.4
	施設野菜	5.6	▲6.0	11.5	▲2.6	8.7	▲19.6	▲39.9	▲52.3	▲19.6	1.3	▲33.0	▲38.2
	茶	25.8	▲33.9	20.2	▲7.1	18.1	▲57.7	▲32.2	▲54.3	▲19.0	▲3.2	▲37.7	▲32.8
	果樹	12.0	13.9	8.6	8.0	28.0	6.9	▲37.3	▲43.5	▲33.0	▲2.8	▲36.8	▲43.5
	施設花き	▲24.6	▲27.8	▲5.9	▲16.1	▲28.6	▲43.1	▲48.6	▲64.8	▲38.4	▲21.6	▲34.4	▲35.7
キノコ	▲3.8	▲15.3	7.5	▲13.1	▲11.3	▲30.5	▲28.8	▲52.2	▲13.6	▲7.3	▲41.2	▲40.6	
畜産	酪農(北海道)	36.8	37.2	36.3	27.4	67.8	57.8	▲35.2	▲38.0	▲7.8	9.0	▲52.5	▲47.6
	酪農(都府県)	1.7	7.5	16.4	15.3	14.4	9.4	▲32.9	▲34.6	▲1.2	19.3	▲27.6	▲31.4
	肉用牛	7.0	▲18.2	16.9	0.5	17.1	▲23.8	▲41.3	▲45.1	▲7.6	4.6	▲34.3	▲33.1
	養豚	57.9	8.9	55.6	14.3	63.6	▲10.9	12.1	▲32.4	16.0	40.4	▲44.3	▲33.9
	採卵鶏	31.9	▲51.9	31.1	▲20.5	1.7	▲66.3	▲12.0	▲64.2	22.4	17.9	▲47.4	▲37.5
プロイラー	55.3	16.2	50.0	21.6	37.5	▲9.7	▲16.1	▲35.4	3.6	38.4	▲36.4	▲35.9	

[DIについて]

天気図はDI(Diffusion Index)と呼ばれる指標により作成。

アンケートへの各項目への回答は、「①良くなった ②変わらない ③悪くなった」から一つ選ぶ形式となっており、前年と比較して「良くなった」の構成比から「悪くなった」の構成比を差し引いたもの。

されました。

雇用状況DIは一七年の▲三六・八からほぼ横ばいの▲三七・四となりました。依然として深刻な労働力不足が続いていることがうかがえる結果となりました。

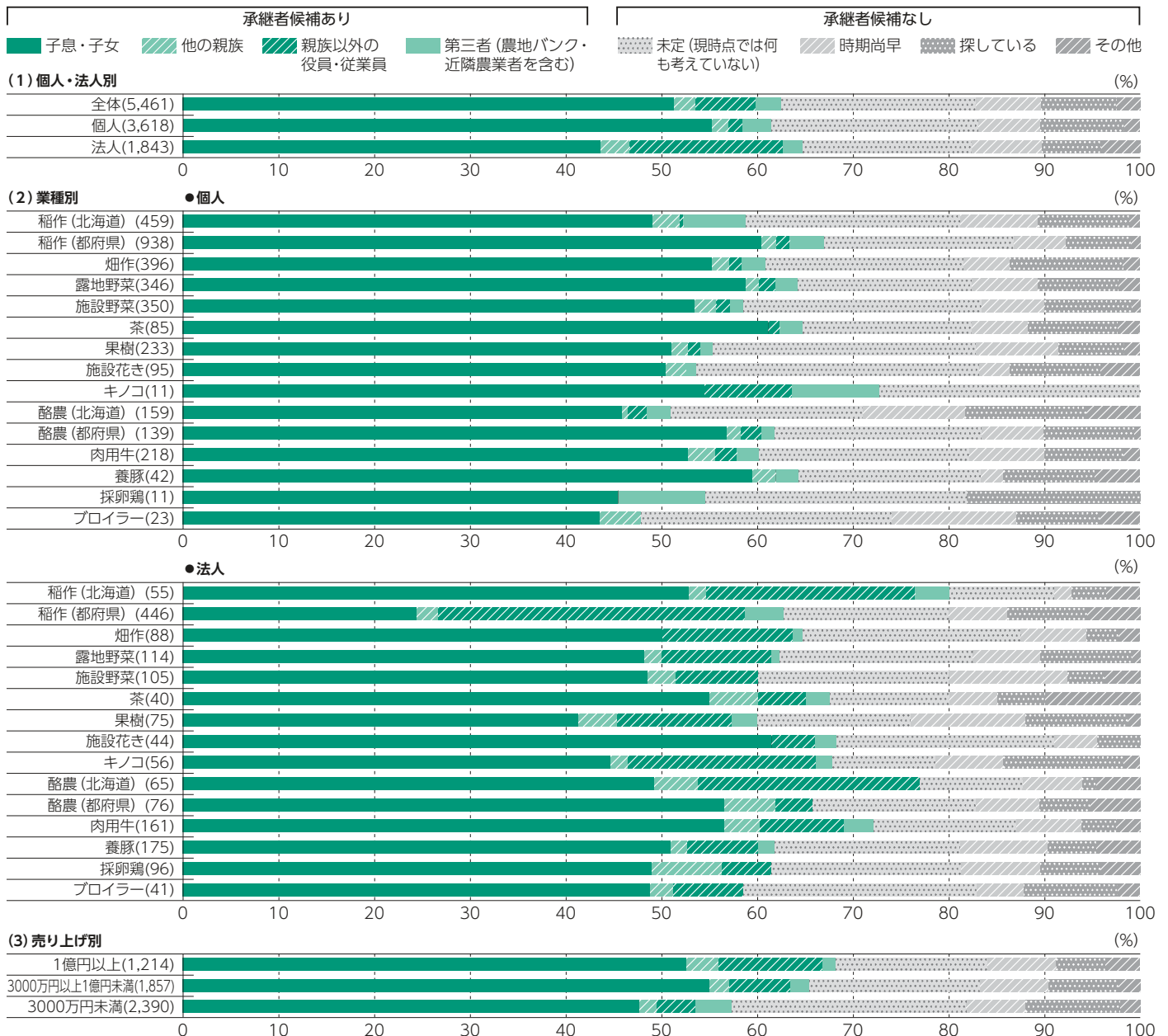
事業承継に関する調査結果

高売上ほど承継者が具体化

今後事業を継続・発展させていくために、将来事業を承継する人は誰かを聞いたところ、個人、法人を含めて承継者がすでに決まっている経営体が六割以上に上りました(図3)。農業の中核となる担い手農業者の後継者難が懸念されている中、明るい話題といえそうです。事業承継者は、「子息・息女」が五一・二%と半数を占めています。一方で、「未定(現時点では何も考えていない)」「(二〇・三%)や「探している」(七・九%)の回答も一定数存在しており、人手不足はまだまだ根強い課題と言えます。

個人・法人別では、「親族以外の役員・従業員」が個人が一・四%に対して、法人は一六・〇%となりました。法人経営では親族外承継の割合が高くなる傾向にあります。特に、稲作(都府県)の法人では「親族以外の役員・従業員」が三二・

図3 将来、事業を承継する人について





生産者だからできる一頭売り  
消費者も特定部位を買うより  
お得で、使い勝手がいい  
精肉店と違う直販の在り方  
直売ルートも追求してみたい



小林陽子 さん

三重県亀山市  
有限会社小林ファーム

年間出荷頭数六五〇〇頭のほぼ一〇〇〇頭が  
直接販売。食肉加工の工程が見学できる「食育  
教室」開催や加工施設内に設備した調理室で  
は「料理教室」を開催するユニーク経営で、男  
社会の畜産業に女性活躍の場を大きく拓く。





P19:小林ファームの売り上げのうち直売部門が2割強を占める P20:右は義母のリツ子さん、中央は、孫の未愛(みあ)ちゃんと悠(ゆう)君と陽子さん。左は長男・優真さんの妻、千裕さん(右上) 消費者直売以外の豚は、卸売市場に出荷する(右下右) 夫の勝彦さんが今までで最もうれしかったことは「息子が就農したこと」だという(右下左) 伊賀焼燻製専用土鍋を使って豚の燻製を作る陽子さん。孫たちの視線は釘付け(左)

## 宝物を得て踏み出した一歩

「特別に自然や農業にあこがれがあったわけではなく、相手に思い切って飛び込んだという次第でした」

優秀賞に輝いた毎日農業記録賞の作品の中に、小林陽子さん(五六歳)が著した一節だ。スキーを通じ、養豚経営者の小林勝彦さん(五八歳)と出会い、一九八六年に結婚した。それまで銀行に勤めていた。経理はお手

のものだが、家事はそうもいかなかった。「九人の家族の世話に、子育てと介護。法事の日は五〇人分の食事を準備しました」。サラリーマン家庭に育った陽子さんにはどれもが初めて。黙々と嫁の任務を果たすもの、社会から断絶された思いに駆られた。

九三年、一枚のハガキが陽子さんに転機をもたらした。普及センターが専業農家の女性を対象にした若妻会を発足させた。一緒に簿記などの勉強をしませんか、という内容だった。家族は快く送り出してくれ、毎月の勉強会を通じ、さまざまな作物を生産している女性と知り合いになり視野を広げた。ほとんどが非農家から農家に嫁いだ女性だったことにも勇気付けられた。「仲間と交流ができたことは私にとって宝物」と話す。

二〇〇〇年、新たな転機が訪れた。勝彦さんが所属する青年農業士の有志が「夢市場」という直売市を始めた。月一度、鈴鹿市にある椿大神社の参道を行き交う人に、自らの農畜産物売り込んだ。「主人も含め、男性

陣の売り方はぎこちなくて。最初は、私も他の女性と一緒にそばで見たいけど、『これ、違うやん』と自ら売り始めました」

陽子さんが率先して売り場に立ったのは、若妻会で「(夫の)パートナーとして経営参画しましょう」という普及員の言葉を何度か聞いていたから。「若妻会と夢市場。両方があったから今の私がいる」(陽子さん)。

米や野菜と違い、少量ずつ売れないのが畜産品だ。そこで勝彦さんたちは「セット売り」という方法を編み出した。豚一頭からとれる五〇キログラムの肉をロース、バラ、モモ、ウデなど部位ごとに一キログラムずつに分け、三キ、四キなどのセットにして販売すること。一頭分全てを売りつくす方法だ。「お客さんが知らない部位入りのセットを売るのが説明が一〇分かかることも。終わると声が枯れていました(笑)」。それでも、疲れを忘れて売り場に立った。「性に合っていたんでしよう」。接客は銀行時代に徹底的に教わった。何より料理好きで、栄養士の資格も持っている。「直売は私の仕事になりました」

## 御用聞きと配達で顧客を拡大

養豚を営み三代目の勝彦さんは、就農を機に新施設や技術を導入し、家族養豚から近代養豚へ転換し、規模も拡大した。三重県内の養豚家仲間と組織をつくり、餌や種豚の共同購入にも取り組んだ。ゆったりとしたペースで豚を育てること、消化しやすいうように餌を加熱して与えること、病気を

防ぐため「オールインオールアウト※」を徹底する点がこだわりだ。その上で、勝彦さんが日利きをした上質の豚だけが直売に向けられる。「脂が甘い」「臭みがない」と評判で直売客は順調に増えた。やがて、一頭分丸ごと買って、知人や友人で分け合ってもらおう「一頭売り」を始めた。



長男の優真さん。子どもの頃の遊び場は豚舎。豚を出荷するトラックには必ず同乗した。「帰り道、家族でアイスクリームを食べることが憩いの時間でした」(陽子さん)

この方法は、特定部位を買うよりもお買い得で、消費者にもメリットがあるが、慣れている人には手が出しにくい。当初、農家仲間に「買ってもらえん？」とお願したこと。やがて陽子さんは夢市場の常連客に電話をかけ「どうですか」と御用聞きをし、配達もするようになった。

夢市場は約一〇年間で終了したが、独自の直売ルート開拓により、月に四〇頭(約二ト)を売り切るまでになった。仕事量が許容範囲を超え、家に戻ると「疲れた」が出た。すると勝彦さんから「経営になってないからだ。全部自分でやらさず、人にやってもらう方法を考えんと」と言われ、体制を見直した。

パートを雇用し、仕事を分担した。二〇〇七年には、自宅倉庫を加工施設兼直売所として改築。肉を切り分けられる職人を雇い、お客さんの求めるカットを自前でできるようになった。それまでは、二五キロメートル離れた肉屋に委託し、毎回取りに行っていたのだ。年間に出荷する六五〇〇頭のうち、一〇〇頭弱を直売するまでになった。直売の頭数が増え、贈答向けに特定部位の販売も可能になった。地元の四カ所直売所では小林ファーム専用コーナーもできた。

### 生産者だからできる直販を

核家族化が進み、少量パックを求める人は増えている。陽子さんたちも、一頭売りの半分である半頭売りも行い、直売所では少量パックでの販売もする。それでも「私たちは精肉店ではない。お客さんの声に耳を傾けるが、精肉店と同じことをやっても意味がない」と生産者だからできることを追求し続けている。その一つが料理教室や食育教室だ。二〇一三年、加工施設を拡張して調理ができるスペースを設けた。希望者を集め、豚肉を使った料理教室を開いたり、枝肉

の脱骨から一連の工程が見られる見学会も開催する。加工施設前のスペースでバーベキュー体験も実施する。ただ食べてもらうのではなく、写真や紙芝居で豚が生まれてどうやって食卓に上るか、部位ごとの特徴の説明もする。「家で豚肉料理を楽しむ人を増やしたい」という思いは、直売を開始した当初から一貫している。

現在は長男、優真さん(二六歳)が後継者となり、次男で高校三年の勝太さん(一八歳)が販売部門を受け継ぐ予定だ。規模拡大も計画する。二年前から、三重県内の四つの農業高校へ出前授業に向く。三重県内で畜産に関わる女性でつくる組織「サン・カレット」の活動の一環だ。動物が好きで入学する生徒が少なくない。「非農家出身でも法人で働くという方法があります」「六次産業化は女性が活躍できます」と語り掛ける。

陽子さんは豚肉を売る人というより、人を育てる人だ。食べる人、豚に関わる人を育てようとしている。「決断力、行動力、情報収集力などを結集させた仕事が農業。その上、お客と会話し、反応を聞くことができる。この世界に入っていないければ、私の人生はどんなだったかと思っています」人生を自ら切り開いたからこそ言える一言だ。

(青山浩子／文 河野千年／撮影)

※オールインオールアウト…豚を一斉に豚舎に入れて育てた後、一斉に出荷し、豚舎を空にして消毒・乾燥し、再び豚を豚舎に入れる方式。

# Forum Essay

フォーラムエッセイ

常々、食事は自分をつくる基盤だと思ってしています。故郷の熊本に住まいを移し、お仕事のたび、東京へ出向くという生活を始めて、早や四年。幼稚園に通う息子の子育て真っ最中でもある私ですから、二カ所を拠点とするこの生活では、毎日がジェットコースターに乗っているみたいに早くて！東京では外食オンリー、だからこそ、熊本の日常では、食事を大切にしたいなって強く感じています。

私の料理のモットー（というほど大げさなものではないのですが）は三つあります。

一つ目は野菜を多く使うことです。何といっても熊本は新鮮な農産物が豊富ですから。直売所に足を運んでは、みずみずしいトマトや大きいキャベツに（値段の安さにも！）感動していっぱい購入しています。

二つ目が、簡単なものにおいしいことです。例えば、納豆にオクラ、ネギ、シソの実など野菜を刻んで混ぜて、納豆のたれとしようゆ、だし、ごま油で味付ければもう完成。食卓でそれをのりやキャベツに巻いていたできます。この秋は、番組収録でシェフから教わったカボチャのグラタンを作ろうと思っています。坊ちゃんカボチャをくりぬいて中に具とホワイトソースを詰めてチーズをのせて焼くだけ。簡単ですがすごくおいしかったので、よかつたら皆さんも作ってくださいね♡

最後は、盛り付けが大皿なことです。大皿料理は祖母の影響。小、中学校の頃、妹と祖父母宅で暮らしていたのですが、祖母の作る田舎料理が大皿にドーンって盛りだてたんです。熊本と東京を往復する生活を支えてくれている母や妹、友達などを招いてのお家ごはんでは、何種類も作ってテーブルが見えなくなるくらい大皿で並べます。おいしいねって言うって食べてくれて、空っぽになったお皿を見るのがとってもうれしい！ いっぱいの大皿を洗うときは、実はちよつと大変なんですけどね（笑）。

私、周りの人からよく「なんだか楽しそう」「いつも笑っているね」って言われるんです。「笑っているから楽しくなる」を座右の銘に、笑顔でいることを心掛けていることもあります。忙しくても食生活を大事にしていることが笑顔でいられる余裕につながっているのかもしれない。



タレント  
スザンヌ

すざんぬ  
1986年熊本県生まれ。テレビ・ラジオ番組、CMなどで活躍中。趣味はカラオケ・散歩・読書・料理・写真・ダイビングと幅広い。2008年11月「熊本県宣伝部長」に就任、農林水産物を始め熊本の魅力を広く伝えている。

## 座右の銘はAlways smile

## 静岡県をオリーブ大産地に

農業と無縁とも思われる司法書士の女性が農業参入、九〇〇万円という高額の資本金を元手にオリーブ産業化を目指している。

「静岡から新しい農業モデルをつくりたい」と語る西村やす子さん。西村さんは日本でまだ未成熟のオリーブの産業化、そしてビジネスモデルの確立による地域振興を目標に掲げCREA FARMを設立した。生産手法が確立されているとはいえない国産オリーブオイルの生産、加工、販売に取り組み、二〇一五年四月に静岡市内に直営農園を開園したのをきっかけに、耕作放棄地やミカン畑跡地などを活用して農園を増やし、現在、県内一〇カ所の農園一〇鈴で約五〇〇〇本のオリーブを生産する。

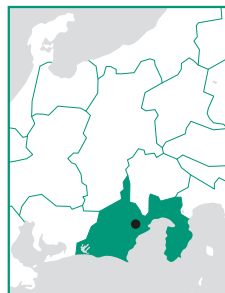
西村さんは司法書士として相続や土地の問題などに関わる中で、農家の高齢化や後継者がいないなどで耕作放棄地が増えていることを知り、基幹産業の農業の衰退が地域の衰退に直結していると感じた。「担い手になるべき若い人が農業に魅力を感じないのは収益が伴わないと考えているためで、私自身が魅力ある農業づくりをできな

## 経営紹介

# 国産のオリーブオイルを産業化 つくる仕組みと売る仕組みを並行



地方創生につながる産業創設を目指す西村やす子さん  
(提供:株CREA FARM)



静岡県静岡市

株式会社 CREA FARM

代表取締役社長 西村 やす子

設立 ● 2015年7月（事業着手2014年～）

資本金 ● 9000万円

事業内容 ● 農産物の生産・加工・販売、観光農園の運営、  
農林水産業者経営支援、地域活性化事業

URL ● <http://www.creatfarm.jp/>

いかと模索したんです」と語るが、行きついたのがオリーブだった。

### 地元企業から出資金集める

西村さんがあるとき「びっくりするくらいおいしかった」という海外産のエキストラバージンオイルに出合った。そして日本で流通しているオリーブオイルとの違いに疑問が湧き、調べ始めた。その結果、輸入に頼るオリーブオイル市場において国産は二%以下と言われていること、一般的な輸入品の中には酸化が進んでいるものもあること、健康志向もあり国内消費は増えているがまだ使い方を知らないなどが分かった。

そこで、国産オリーブオイルというだけでは価格などでは海外のものとはとても戦えないが、六次産業化や観光資源化など農業の枠を超えた大きなビジネスの可能性があることを確信。地域の企業や農業関係者、行政を巻き込んで地域活性につながるような、これまでになかった農業ビジネスモデルをつくらうと決めた。

西村さんがそれからとった行動がすごかった。司法書士の経験を活かして、資本金の調達策を練った。静岡県をオリーブ大産地にす



るには地元の有力企業やインフラ企業など食品加工会社を巻き込むことが必要と考え、それら企業に企画を持ち込んだ。その結果、静岡鉄道、静岡銀行グループなど賛同を得た六社が出資してくれた。

栽培や搾油などオリーブ生産について、生産が盛んなオーストラリアなどの専門家に指導を仰ぎ、世界技術を導入した。植栽するオリーブの木は、三〇〇〇種の品種から、専門家の指導の下で、静岡県のは場それぞれの土壌に適した品種を選定。

これら技術の取得に関しては、西村さんは「一番お金をかけた部門で、現時点では、企業秘密です」と言う。しかし「教えてもらった技術は財産ですが、私たちの地域振興に対する考えに賛同してくれて、本気でオリーブをやりたいと言ってくれる人に公開するつもりです」と語る。自身の経営も重要ながら、耕作放棄地増加で荒廃しかけた地域の再生に役立つならば協力はいとわれない、という考えだ。

事業趣旨に賛同した農家や事業者なども加わり、徐々に組織ができてきた。ブランド管理とマーケティング戦略を含めた全体の経営判断を西村さんが行う。作る人、

付加価値を付ける人、売る人。一つの農業法人の中でそれぞれの強みを持つ人がそれぞれの役割を担い、徐々に規模拡大をしていった。

二〇一六年より搾油を開始し、一八年秋より本格的な搾油が始まった。首都圏から近いという立地条件を活かして、搾りたてかつ無濾過の「生しぼりエキストラバージンオイル」などを販売していく。商品販売は、自社アンテナショップとネット販売が大半を占めるが、西村さんは観光資源としての可能性を広げるために「オリーブ収穫祭」などを開催する。

### アンテナショップでお客开拓

西村さんは、オリーブ生産に先行して販路作りに取り組んでいる。司法書士として、いい農産物を生産してせっかく商品化しても、販売場所を考えていなかったためうまくいかなかった農業者を多く見てきた。そこで「いいものを作る仕組みと売る仕組みは同時進行する必要がある」と、農地を借りる前の二〇一四年にアンテナショップ「CREATABLE」を開店。自社オリーブの搾油は三年先になるため、まずは海外の契約農場などから輸入した最高品質のエキスト

ラバージンオイルなどでお客さまに馴染んでもらうことに努めた。ターゲットに定めたのは、食に上質を求め、かつ情報などに高感度な女性。「オリーブやオリーブオイルっておしゃれなイメージがあるでしょ」という西村さんの直観からだったが、ここにうれしい誤算があった。男性の来店が意外に多かったのだ。高級感漂う調度品を揃えるなど特別な空間を演出しているCREATABLEには、健康志向の男性やお遣い物、静岡のお土産を探しにと性別を問わず幅広い世代のお客が訪れた、という。

### 多くの人と連携し地域振興

そこで、西村さんは、それらお客が求める新商品開発に着手した。「商品開発は、地域振興につながることを一番に考え、男性受けするようなおつまみを目指しました」地元わさび漬の老舗「田丸屋本店」とコラボした商品で、ワサビの茎漬、シラスなど、静岡を代表する食材を中心にさまざまな味素材をエキストラバージンオリーブオイルに漬け込み瓶詰めにした「UMAMI OIL」など、唯一無二のオリジナル商品を開発している。

これら商品は、味はもとより、見た目のかわいらしき、地域食材とブランディングしている希少価値の高さからテレビをはじめ雑誌などメディアに多く取り上げられており、売れ行きはいずれも好調だ。「宣伝費はゼロです」と西村さんが言う通り、メディアやお客のSNS発信など口コミの影響力は強力で、CREATABLEの認知度はうなぎ登りに上がった。

このような、確かな技術の下での育苗、栽培、搾油、販売、管理までのバリエーションを構築するCREATABLEのオリーブ事業が、次第に成功モデルとして広く知られるようになり、オリーブをやってみたいという若者からの問い合わせも増え、新規就農希望者が集まりはじめた。

さらには、地方公共団体、一次産業者、企業などから連携を申し込まれるようになり、一七年からは藤枝市、土地地権者とともにオリーブを利用した「食と農のテーマパーク」という壮大な事業実現に向け活動も開始している。

西村さんは常に新しいことに挑戦する。地域を興すのだという熱意が原動力になっている。

(情報企画部 城間綾子)

株式会社農天氣代表取締役  
NPO法人くたち農園の会 理事長

## 小野 淳



●おの あつし●  
一九七四年北海道生まれ。テレビ番組「アイレクター」を経て三〇歳で農業法人に転職。農業生産、流通、貸農園などの業務に従事後二〇一四年に株式会社農天氣を設立。東京都国立市で農家×市民×市が参加するモデル農園「くたち」は「たけんぼ」地域住民との交流場「子育て古民家つちのこや」を運営。NHK番組「菜園ライフ」監修・実演。著書に『東京農業クリエイターズ』（イカロス出版）など。

## 地

縁も血縁もない非農家出身の私が都市農業に参入して間もなく一〇年となる。その間に都市農地・農業をめぐる状況は大きく変わった。緩やかに消滅していく運命にしか見えなかった都市農業に今、注目が集まっている。

特筆すべきは二〇一五年の「都市農業振興基本法」、そして今年の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の全会一致での国会通過であろう。これは、国が「都市農地はその多面的機能を見直して活用する」「都市農業の担い手は、農家に限らず企業や団体も想定する」という方向に大きくかじを切ったということだ。

このように法制度をリニューアルしたことで、都市農業の維持や振興を後押しする国の体制は一応整ったと言える。

そもそも都市になぜ農地が残っていないのかという点、一九六八年の（新）都市計画法制定で、都市農業者は農業を選ぶのか、宅地にするかを迫られたのだ。

農業経営よりも駐車場経営の方が安定収入を得られたという理由などで転身した都市農業者がいた。また、先祖代々の家業とはいえ、年々縮小していくことがほぼ確定していた農業農地を、子弟が承継したいと思えなかったことが大きい。

税制面や貸借について選択肢は広がったとはいえ都市農業経営の在り方自体が変わらなければ、この課題自体は存在し続け、農家は今まで通り自主的に離農していくことだろう。

今、問われるのは、「都市農地は農地として活用する方が農家一般生活者の両者にとって価値がある」という実例を示せるのか、ということだ。

例えば、持続可能な都市農地経営を実現している例としては、「マイファーム」「シェア畑」などの民間企業による市民農園チェーン展開が挙げられる。これは農家にとつては管理コストが大幅に軽減し、収益につながる。区画を分けて市民に利用してもらおうというモデルは、いわゆる市民農園の発展形として、

今後も形を変えながらも続くものと思う。

そ

して私が提案したいのは、もっと幅広い一般生活者が気軽に楽しめるような「農サービス」を提供することだ。現在、「市民農園を借りる」「菜園ライフを楽しむ」ことができるのは時間と精神的に余裕のある人であり、多くの人にとっては、農に触れること自体にハードルを感じるかもしれない。

そこで私は以前から、より気軽に、数時間だけでも農的な暮らしを体験できる仕組みをつくるべく、試行錯誤してきた。例えば、「畑で婚活」「大豆を育てて味噌づくり」など、日帰りで楽しめるプログラムの実践がそれである。

この他、現在私が進めているプロジェクトは、「東京食農観光」と名付けた、農泊事業だ。農泊というと地方の里山空間などを活かすイメージが強いが、私は都市の住宅地内に残された農地と民泊事業を組み合わせることで、都市農泊ができると考えている。

東京多摩地域などでは空き家問題は深刻だ。特に、農家が三〇年以上前に建てたアパートなどは借り手がいない。これらを活用し農地との掛け合わせで、一般生活者に新しい農家体験を提供していきたい。外

国人向けのプログラムも試行し、手応えを感じている。

東京の農業は、数百年の歴史的・文化的背景を持った農家がいまだに家業として支えているという点で、実にユニークだ。四季折々の行事、神社や屋敷林、雑木林、農業用水などと組み合わせたツアーでは、人口一〇〇万都市を世界に先駆けて実現した大江戸を支えた日本人の農と暮らしの在り方に触れることで、歴史も垣間見えてくる。

農の文化や歴史などの情報と併せて、地域コミュニティそのものにホームステイする感覚だ。私が発信したいのは、直接的に農に触れ野菜を作る楽しみだけではない。「EDO TOKYO アグリコミュニティ・ステイ」と言える新しい農の体験だ。「ビジネスホテルに泊まるだけでは物足りない」と思っている国内外の需要をつかんでいけるものと思う。

都市農業は宅地と農地が混在する日本ならではのものだ。その現状を逆手にとって、暮らしと一体となった農地活用の成功例を創出したい。それが、一〇年前、熱意だけの自分を受け入れてくれた都市農業に対する、私の使命だと思っている。

F

もう、都市の農地を減らしてはいけ  
ない  
都市農業の歴史や文化全てを商品化する

# 井ノ倉 光博さん

奈良県  
株式会社ティーファーム井ノ倉 代表取締役

## 大和茶のブランド化目指し行動する茶師 土づくり軸に丹精込め高品質茶を生産



奈良の歴史を感じさせる大和の名前を冠した大和茶のブランド化を目指し、お茶生産者の枠組みを超えて積極的にチャレンジするのが井ノ倉さんだ。最近では自社ブランド「INO KURA」が、東京のみならずイタリ

業者を超えた、どこかお茶に対する心意気を感じますね。

井ノ倉 奈良には室町時代の有名な茶人、村田殊光じゆこうがいます。簡素な茶室での「奈良茶湯」を確立した人ですが、その精神がわび茶の文化、おもてなしの文化となり、奈良で生き続けています。

そこで、私たち生産者は人と人のつながり、コミュニケーションを「お茶で「一服」という文化を受け継ぐ必要がある」と考えており、私自身もそのためにあえて茶師と名乗ることにしました。お茶のおいしい淹れ方を教えたりするインストラクターの資格も持っています。

——ご自身の名刺で「茶師」と名乗られているのを見ても、お茶生産の農

### 「お茶で「一服」文化受け継ぐ

——ご自身の名刺で「茶師」と名乗られているのを見ても、お茶生産の農

の生産農家に生まれ育ってきており、お茶への愛着やこだわりが人一倍強いのです。

——奈良のお茶は長い歴史があり「大和茶」と呼ばれているようですが、そのお茶のブランド化を目指しているとか。

井ノ倉 大和茶のように伝統や文化が育んだ味わいのあるお茶は、ブランド化を図るだけの価値があり、付加価値を付けて販売すべきと考え、まずブランド化に向けたチャレンジをしてみようと思いました。

井ノ倉 何かきっかけがあったのですか。

井ノ倉 いくつかがあります。一つは、お茶のペットボトルの普及です。それまではお茶を生産して農協ルートで市場に出せば、黙っていても売れる時代でした。それがペット

ボトルブームとなつて、急須でお茶を淹れて楽しむお茶文化が薄れ、消費も落ち込み、一番茶、二番茶といった高価格帯のお茶需要が減少したのです。大和茶に限らず日本茶全体が影響を受けたので、対応が必要と考えたのです。

——その他には？

井ノ倉 問屋などの市場流通に課題が多く、あおりでブランド力や価格形成力の強い京都の宇治茶に流れてしまい、私たちが誇りにする大和茶が、一種の下請け状態に甘んじている状態なのです。

井ノ倉 ところで、打開を目指しブランド化し価値を上げようかと？

井ノ倉 そうです。品質に磨きを掛けて付加価値を上げること、それをしっかりと提案して味の良さを情報



SHOP「粹翠」でお茶を淹れながら経営を語る井ノ倉光博さん

**Profile**

いのくらみつろ  
一九六四年奈良県生まれ。五四歳。お茶生産農家の一代目。奈良県立山辺高校を卒業後、静岡県にある農林水産省茶業試験場で二年間学んだ後就農。二〇一二年に株式会社ティーファーム井ノ倉を設立。現在に至る。この間、全国茶品評会などで六回にわたり農林水産大臣賞受賞はじめ各種の賞を受賞。日本茶インストラクター認定も得る。地域プロジェクトに関与、信望が厚い。

**Data**

株式会社ティーファーム井ノ倉  
奈良市月ヶ瀬に本社。井ノ倉光博代表取締役。資本金三〇〇万円。二〇一二年に法人化。月ヶ瀬地区の山間部傾斜地七畝を使い「やぶきた」「おくみどり」などの茶栽培。最新の製茶設備を擁する。てん茶工場を新設し高品質茶を目指す。エコファーマー認定も得る。全国茶品評会での農林水産大臣賞など受賞歴も多い。東京やイタリアミラノの高級ホテルのカフェメニューに「NOKURA」ブランドで出る。

発信すること。それらで大和茶のブランド化を図れば事態打開が図れる、と考えたのです。

私自身は自社大和茶ブランド「NOKURA」を立ち上げました。

—— 具体的にはどんな取り組みを？  
井ノ倉 外部評価が重要ですので、

お茶の品評会に積極的にチャレンジしました。奈良県だけでなく関西茶や全国茶の品評会に出品したところ、当社が出品したお茶は農林水産大臣賞を計六回、受賞しました。

—— これら受賞の効果は大きいので

しようね。他には？

井ノ倉 奈良県内の私たちお茶生産者と県がタイアップし、県知事にも了解いただいて、県庁屋上の展望台を使っておいしいお茶の飲み方をレクチャーしたり、お茶を楽しむ「空中大和茶カフェ」というイベントを計画したら、ほとんど予約が埋まるほどでした。今では毎年開催しています。企画次第でお客さんを獲得できるのだな、と手応えを感じました。

—— それで、その後の「TEIBAN展」という、東京などでのイベント展開につながった？

井ノ倉 このイベントは、奈良県と県内さまざまな事業者が奈良ブランドをアピールする官民連携のものです。大和茶カフェも参加しました。「空中大和茶カフェ」ときと同様、お茶の楽しみ方をレクチャーし茶畑の話をするなどお茶を堪能してもらうのです。これらがさらに新たな展開につながりました。

**高級ホテルのメニューに**

—— と言いますと？

井ノ倉 東京西新宿の高級ホテル、パークハイアット東京が評価してくださり、四一階の見晴らしのいい場所にあるラウンジのメニューに、大和茶でブランド化も果たしていた当

社の緑茶、紅茶、ウーロン茶を取り入れてくれたのです。

—— メニューのお茶はどのようなものですか？

井ノ倉 いずれも最高級の茶葉からつくったものばかりで、香りの高い「かぶせ茶」は一杯一四〇〇円を出していただいています。大和茶が高級品であることを知ってもらえらると思っています。

—— 高品質茶のブランド化戦略が功を奏したのですね。

井ノ倉 はい。評価されて、うれしいです。私たちが生産するお茶を品質面で磨きをかけ、生産者のものづくりの想いやドラマを伝えることで対価をいただけることが分り自信になりました。同時に接客技術も多く学びました。

—— ここで、角度を変えて生産現場の月ヶ瀬の話聞かせてください。立地条件がお茶の栽培に適しているとか？

井ノ倉 奈良県北東部の三重県境に近い月ヶ瀬という、標高三〇〇メートルの山間地域の傾斜地七畝で栽培しています。昼夜の温度差があり、近くを流れる川からの朝霧のミスト効果が、お茶の栽培に適しているのです。

ただ、栽培して三〇年以上の土地ですので、毎年一畝ほど土を大幅に

入れ替えていますので、正確には六畝の茶栽培です。

——土づくりに細心の注意を払っていらっしやるようですね。

**井ノ倉** 春と秋に自社設計の有機質肥料中心の施肥を行い保肥力の高い土づくり、さらに深く耕すことにも努めています。これらによって環境にやさしい土づくりとなり、高品質のお茶につながります。

また、奈良県の県営事業でお茶生産農家向けに点滴施肥かんがい施設の整備が行われた結果、水に液肥を混ぜてドリップチューブで自動的に供給できるようになり、省力化にプラスとなりました。

### 「かぶせ茶」で高品質茶アピール

——「INOKURA」茶の品質面での強みは「かぶせ茶」づくりだと聞きました。どんなものなのですか。

**井ノ倉** 茶畑に黒や白の網目状のシートをかぶせるようにして敷き、日光を遮り光合成を避けるようにすることで、お茶の葉に含まれるうま味成分のアミノ酸などの増加を促すのです。手間をかけ上質茶生産にこだわりましたので「かぶせ茶」と呼び、アピールの一つにしました。

——抹茶などのニーズ対応のてん茶工場を新設されたとか。

**井ノ倉** てん茶は抹茶の原葉のことですが、抹茶を使ったスイーツやお菓子が若い世代や外国人に人気ですので本格的に取り組んでみよう。それと最新の製茶設備が必要になり、工場新設に踏み切りました。

——お茶テイスティングや小売りのお店「SHOP粋翠」を新設されているのは興味深いですね。

**井ノ倉** 「SHOP粋翠」は、お客さんにじっくりと大和茶を味わっていただくため、淹れ方を伝え、お茶の魅力を知っていただくための場所です。同時に、店先に商品を並べて小売りも行い、お茶生産から加工、販売までの六次産業化の一環です。

現在、販売は全体の三分の二が農協経由の市場流通で、残りの三分の一がネットなどによる直接販売ですが、今後、直接販売を増やしていきたいと思っています。

私たちが「ものづくり」の現場に出ている関係で、「SHOP粋翠」は毎週日曜日午後二時から午後六時までですが、見学を兼ね遠方からお客様が来てくださいます。

——遠方というと、海外からも？

**井ノ倉** 実は、そうなのです。以前、イタリアで「空中大和茶カフェ」をやってみないかと奈良県内の企業経営者からお誘いがあり、三日間、

一時から二〇時まで一日四回のおいしいお茶の淹れ方を講演しました。

その時、ブルガリホテルミラノという高級ホテルの幹部の目に留まり、その幹部が来日してお茶生産現場も見学してくださったのです。その結果、なんとパークハイアット東京に採用された高級「かぶせ茶」の「玉響」をミラノのホテルに採用していただきました。

——欧州では、消費者がワイナリーを訪れ生産者とワインを楽しむことが盛んと聞きます。茶園でも同様の取り組みが広がればいいですね。

**井ノ倉** そうあってほしいですね。日本のお茶の生産現場はまだワイナリーのようなお客様対応ができていませんが、私たちはそれを目指しています。高品質茶にこだわり、そのブランド化を進めたら、弾みがついて産地である月ヶ瀬と世界がつながるということになったら最高ですね。

### 今後は若い層をターゲットに

——今後は海外出展も視野に入れるお考えですか。

**井ノ倉** 率直に申し上げて、その余裕はまだないです。でも、チャンスがあれば、海外にも積極的にアピールしたいです。

その絡みで以前、経済産業省など

の主催でパリの日本文化会館での「フードジャパンWONDER五〇〇」というイベントに声が掛かり、お茶会でワイングラスを使ってお茶のテイスティングも行いました。

——欧米人は高級なお茶への関心度が高い？

**井ノ倉** 日本文化への関心が高まっております。間違いなく高級な日本茶への関心度も高まっていると感じています。そこで、海外の方がもっと気軽に参加できるお茶会を開きたいと考えています。

——あとは、どんな取り組みを考えていらっしやる？

**井ノ倉** ここまではブランド化戦略を中心にやってきましたが、私としては、これからは日本国内で若い世代をターゲットに、お茶のおいしさをアピールして消費拡大につなげたいです。そのポイントとして人と人とのコミュニケーション「一期一会」と日本文化の「おもてなし」の心を日本茶で、をテーマにしたいです。

——念願の大和茶ブランド化が着実に進みますね。

**井ノ倉** 自社ブランド茶だけでなく伝統の大和茶のおいしさを多くの人たちに知ってもらい評価を得ることが目標です。

(経済ジャーナリスト 牧野義司)



# 守り抜かれた秋田三鶏

## 畜産関連の碑めぐり(19)

日本政策金融公庫  
テクニカルアドバイザー

加茂 幹男

**奥**

羽本線大館駅から北東、奥州街道国道七号線を経由して獅子ヶ森入口を右折し五キロメートル、車で約一〇分の場所にある「秋田三鶏記念館」(秋田県大館市、大館郷土博物館敷地内)に秋田三鶏保存会が建てたモニュメントがあります。記念館は秋田三鶏と呼ばれている国指定天然記念物の声良鶏と比内鶏、秋田県指定天然記念物の金八鶏の保護と増殖を目的に建設されたものです。モニュメント表面には「天然記念物秋田三鶏発祥の地大館」の文字と秋田

三鶏が描かれ、裏面には次の言葉があります。

「天然記念物声良鶏、比内鶏、金八鶏は大館市を中心に生息保存されている日本鶏である。

これは昭和の初期大館町の歴代町長が大館の宝を後世に保存する事に情熱を燃やし保存会

を結成し天然記念物に指定運動をし、実現した。鶏博士と言われた、山田定治氏は私財を投じて戦時中の食糧難を乗り越え秋田三鶏を守り抜いた功績は大なるものがある。

天然記念物秋田三鶏の特徴

**声良鶏** 昭和十二年十二月国指定天然記念物  
日本三大長鳴き鶏で歌声は低音で豪壮、優雅、流暢と歌う声は魅了させられる。

**比内鶏** 昭和十七年七月国指定天然記念物  
日本三大美味鶏で美麗を誇り旧藩時代藩主

に年貢として納めたと記録にある。本場大館の『きりたんぼ鍋』は日本一の美味鶏比内鶏があればこそである。比内鶏はもともと改良が遅れた野鶏に近い縄文時代からの独特の地鶏であり大館地方の気候風土が鶏をおいしくする土地だと言われている。

**金八鶏** 昭和三十四年一月秋田県指定天然記念物  
天保年間大館町川原町肴屋金八氏によって突然異変的作出の鶏であり闘争性に優れ喧嘩速いことから短気者の金八氏にあやかり金八鶏と名付けられた。

**山** 田定治の功績について触れま

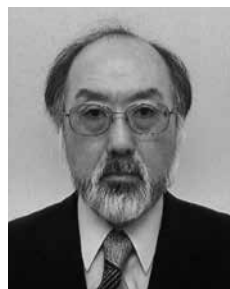
しょう。一九三三年(昭和七年)から県種鶏場に勤務。食用鶏は肉が多く採卵鶏は連産するものが奨励され純粋日本鶏は減少の一途をたどっていた時代に、定

治は三鶏を後世に残す必要があると絶滅寸前だった三鶏の飼育研究を継続したのです。秋田県の代表的な産物、比内地鶏は比内鶏の雄とロードアイランドレッドの雌の一代交雑種ですので、私たちがおいしい比内地鶏を食べられるのも定治のおかげと言えるかもしれません。なお、記念館では、四

〜十一月まで三鶏のつがいを飼育しており、特に四〜七月はかわいいヒヨコを見ることができます。(本稿は、大館市教育委員会歴史文化課課長 若宮司氏にご協力いただきました。)



「天然記念物秋田三鶏発祥の地大館」のモニュメント (提供: 大館郷土博物館)



### Profile

かも みきお  
1950年北海道生まれ。岩手大学農業機械学科卒業後、農林省東北農業試験場入省。農林水産技術会議事務局、(独)農研機構近畿中国四国農業研究センター四国農業研究監、(独)農研機構畜産草地研究所草地研究監などを経て、2010年から日本政策金融公庫に勤務。専門は畜産草地で、主な研究対象は飼料の収穫・調製・給与など。



# 海外青少年との交流が地域を元気に 原発事故の風評被害ハンデいを克服

福島県岩瀬郡天栄村  
天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会  
村田 美章



## 小学校の受け入れ体制づくりが契機

二〇〇八年から農水省、文科省、総務省が連携した「子ども農山漁村交流プロジェクト」が始まりました。これは、全国の小学校での農山漁村での自然体験、集団宿泊体験を推進するものです。そこで私たち天栄村も受け入れ体制を整えておこうと、〇九年にこの協議会が設立されました。

受け入れ体制をつくるに当たり、村内で説明会を何度も開き、村に住む方々を巻き込んでいきました。まず、子どもたちをホームステイさせてくださる農家さんを総称して「受入登録者」としました。この中には、さまざまな体験を指導、アテンドする「体験インストラクター」にも登録された方々が多くいらっしゃいます。

協議会の設立当初は、受入登録者として六四軒、体験インストラクターとして九三人のご登録がありました。当時の天栄村の世帯数が約一七〇〇だったことを考えると、かなりの割合で

あったと思います。

また、村独自の体験プログラムづくりにも力を入れました。天栄村は東西に長い地形で、中央に位置する鳳坂峠<sup>ほうさか</sup>に分水嶺があり、その分水嶺を境に、東側が農耕地域、西側には温泉が三つあり、地域資源を活かした観光産業が主となっています。地域住民が築いてきた産業と農業のバランスが保たれた村です。

東側は安心安全な農作物生産に適した地域です。また、西側の地域は会津地方寄りなので、風土も会津の特性を持ち合わせています。郷土料理としてビスケットの天ぶらという珍しいものがあり、同じ村内でも分水嶺を境に気候や風土が大きく異なると言われています。

体験インストラクターたちが集まった検討会では、こういった東西の違いや特色をうまく活かす、「天栄村らしい、天栄村でしかできない体験をさせてあげよう！」と皆さん意気込んでいました。

そして、「私はこんなことができる」村にはこんなに素晴らしい地域資源がある」などの意見が飛び交い、最初に一〇八もの体験プログラムが生まれたのです。

学校や県の関係者からは、協議会でこれほど多くの体験プログラムができることに驚かれました。私は、これらが協議会や行政主導ではなく、心を丸にした地域の方々から生まれたという点がすごいことだと思っています。

## 思いがけない打診で元気回復

ところが、二〇一一年三月一日に、あの東日本大震災が起きたのです。そして、県内の東電福島第一原発事故により、風評被害が広がりました。受け入れ体制を整え、その年の七月に東京の中学校二校の受け入れが決定していたのですが、保護者の方々の心配が尽きず、今「フクシマ」に子どもたちを行かせるべきではない、と言われて



profile

村田 美章 むらた みゆき

1973年天栄村生まれ。高校卒業後、東京の短期大学に進み就職。結婚後は福岡県にて暮らす。2009年、出産を機に天栄村にUターン。2014年から天栄村商工会の臨時職員として勤務。以後、天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会の事務局員として全事業に携わる。

天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会

2009年、子ども農山漁村交流プロジェクトや教育旅行などの受け入れ地域として地域活性化を図るために設立。組織構成は行政をはじめ25団体からなる。12年からキズナ強化プロジェクトで海外青少年の受け入れを開始。現在は県委託の定住・二地域居住推進モデル事業を実施しており、定住・UIJターンの促進にも取り組む。

そして、残念なことに、二校の受け入れが取りやめとなり、進んでいた話も頓挫しました。協議会の設立目的であった教育旅行の受け入れ予定がゼロになってしまったのです。

でも、諦めない心を持って前に進んでいくしかありません。協議会事務局は、必死になって受入登録者向けに情報発信を行ったり、学校側には福島第一原発から天栄村までの位置関係を示したガイドマップを配布し、体験実施場所の安全性などを訴えました。

そんな折、思いがけないところから打診がありました。震災からの復興と再生に向けて、一年六月から外務省による「キズナ強化プロジェクト」が始まるので、海外の青少年を受け入れてみないか、という話だったのです。



上：セルフおむすび作りを体験中の海外青少年たちと地域のお母さん  
下：天栄村産品のお弁当と野菜の植え付け風景

海外の青少年に放射線学習も

受け入れ対象は国内の子どもから海外に変わりますが、「子どもたちが天栄村を訪れて、自然や暮らしを体験する」ことは同じです。私たちは早速、このプロジェクトに参加することにしました。プロジェクト自体は二年後の一三年に終了しましたが、後継事業の「ジェネシス二・〇」と「カケハシプロジェクト」という青少年交流事業があり、天栄村は現在もこれらの受け入れを行っています。これまでに受け入れた国は二三国、延べ人数は一三〇〇人に上ります。

天栄村を訪れる海外の青少年たちは、まず震災復興に対する村の取り組みを学びます。主な内容は、天栄米やその他の農作物を安全に配慮

しながら栽培する取り組み、仮設住宅に避難している富岡町や浪江町の方々にも当時の様子をお話しいただく震災講話、放射線学習などです。

また、稲刈りや岩瀬キュウリの収穫などの農業体験、近隣の高校生や村内の中学生との交流、日本文化体験など、天栄村ならではの多岐にわたる体験プログラムを実施しています。

この他、お箸作りや、自分たちで握って食べるセルフおむすび体験も人気です。地域のお母さん方にお手伝いをお願いして、交流しながらおにぎりを作って食べるのです。言葉は通じなくても、身ぶり手ぶりと気合いというところでしょうか、体験する子どもたちも地域のお母さん方も、気持ちがあればなんとか通じ合っています。

海外の青少年を受け入れる上では、宗教上注意すべき食べ物や、慣習や考え方の違いなどがあり、事前準備が必要です。そのため、毎回必ず受け入れ前にホストファミリーや村内宿泊施設の方々とその国の勉強会を行い、均一した受け入れ体制をつくることを心がけています。最も難しいとされるイスラム教のハラール肉や食材の提供は、私たち事務局がまとめて準備して各家庭や宿泊施設に配布し、地域の方々の負担を少しでも減らすべく取り組んでいます。

心配事なども、みんなで共有しています。言葉も通じない他国の青少年の受け入れを懸念する方も多かったのですが、実際に受け入れてみると、皆さん「今回受け入れをして本当によかった」「いろいろすてきな経験ができた」「次はいつ、どこの国の子ども達が来るの?」という前向きな意見ばかりでした。

毎回、最終日には交流会を行います。最後は青少年も受入登録者の方も別れを惜しみ、涙、涙の交流会となります。帰国後、インターネット上のSNSやメールなどで交流を続ける方がほとんどで、個人的に再訪問する青少年も少なくありません。

福島第一原発の事故によって、残念ながら国内の子どもたちの受け入れは難しくなっていました。このように海外からの青少年の受け入れに関わることで、村の方々に自信が生まれました。また、青少年の宿泊はホームステイばかりでなく、宿泊施設の利用もあるため、風評被害で沈んでいた天栄村の観光産業にも大きい波及効果が生まれました。

## 移住強化に向け新取り組み

海外の青少年の受け入れを続けることで、うれしいことに、国内でも私たちの取り組みがだんだん評価されるようになってきました。「天栄村ではいろいろなことができる」と聞いたので、ぜひ行ってみたい」と、グリーンツーリズム関連の問い合わせが増えてきたのです。

一番人気のプランは農業体験と観光を組み合わせたものです。村では天栄米・天栄ヤーコン・天栄長ネギを主要三大ブランドとしていますが、その他にも天姫トマトや岩瀬キュウリなど、特色あるおいしいものがたくさんあります。

村には酒蔵が二つあり、さらに味噌蔵、麴屋、豆腐店、しょうゆ店があります。天栄米で作った地域産品・天栄米みりんもあるので、塩と砂糖、酢以外の調味料は全て「天栄村産」として提供できます。水がおいしいからお米や野菜がおいしく、おいしいお酒もできます。仕込み水で作った水出しコーヒーも喜ばれています。

これらの天栄村産品で作ったお弁当や郷土料理ピュフェが訪れる人たちにとても好評で、内容がどんどんグレードアップしています。「天栄村の自然の中で体験して、汗を流した後には食べる郷土料理が楽しみで毎回、足を運んでいきます」というリピーターのお客さまも増えてきました。

また、福島県内外からの視察研修も増えました。事務局の実働人数は二人なので、皆さんに「この少人数で運営しているのですか?」と驚かれます。私たちは無我夢中でこの活動を進めて

きて、気がついたらここまで来た、という感じですが、地域の方々と関係団体と連携して、みんながそれぞれでできること、そして天栄村全体でできることを考えて、天栄村を魅力ある、活力ある村にしていきたい、という気持ちでやってきました。それが今では大きな力を生んでいます。

最近、天栄村への移住推進にも力を入れています。協議会では二〇一五年度から福島県の委託で、定住・地域居住推進モデル事業を実施しています。例えば村の暮らし体験ツアー開催や、移住希望者がいる場合は村の空き家所有者とのマッチングなども行います。

こういった取り組みがきっかけで、昨年四月に東京からご家族四人が移住されました。移住された方が天栄村での生活ぶりをSNSなどで情報発信して、それをきっかけに天栄村に興味を持って訪れる人が増えるなど、移住者が移住準備軍を呼ぶという波及効果も出てきました。

これら移住希望者の方々向けには、日帰りから最大二週間までお試し暮らしができる短期滞在住宅があります。滞在期間中はその住宅を拠点に、村案内はもちろん、空き家物件の案内や就業体験、天栄村商工会と連携した会員企業による就労体験などができます。こういったことができるのも協議会の強みです。

また、一六年には「天栄村新規就農者支援センター」が設立され、その事務局も協議会が運営しています。さまざまな取り組みを行っています。これからは全てつながっています。これからもつながりを大切に、地域一丸となって村をもっと元気にしていきたいと思っています。

『半市場経済』

成長だけでない「共創社会」の時代

内山 節 著



(角川新書・800円 税抜)

「志」と「価値観」の共有する生き方

青木 宏高

(NPO法人「良い食材を伝える会」理事)

「自分の本当にやりたい仕事をしながら生きていけたら、どんなによいだろう」。そう思う人は多いだろう。

今、日本には、こうした思いに込める時代が生まれている。本業のビジネス世界に働きがいのある仕事を、社会的に有益な仕事を、自分たちでつくりだし始めている人々が、実に多くなっている。新しい創業の時代が今、生まれている。

本書『半市場経済』には、第二章「エシカル・ビジネス」「縁」を結ぶ組織、「縁」を紡ぐ働き方、第三章「存在感のある時間を求めて―「時間」による支配」から「時間の創造」へ、四章「ソーシヤル・イノベーション―経済活動を通じて社会変革をもたらし「産霊(むすび)の力」に、その具体的な内容が述べられている。

この本を書いた内山さんによれば、「ビジネス

の目的が利益の最大化でなく、よりよき社会をつくることに貢献することであり、そのことによつて、よりよき生き方を創造する」という動きが萌芽し、この潮流は日本だけでなく海外の先進国にも広がりはじめているというのである。

市場を活用しているところは市場経済であるが、働き方や社会への向かい方に違いがあり、その特色こそが「半市場経済」なのである。

三年ほど前、「干し野菜」をメインにした料理を食べに来ないかと友人に誘われ、三重県美杉村の集落の一番奥にある農家を訪ねた。食材の干し野菜は、例えばタマネギは薄切りして天日で数日間干し、さらに炭火で乾燥させる。こうすると水分がとび、保存性がいつそう高まり、同時に炭火の遠赤外線効果で、ぐつと旨味を増す。この手間が「干し料理」の奥義らしく、余計な味付けをしなくても甘味や旨味のある不思議な料理になる。

天日を活かした干し野菜食文化は、伝統的な日常食であった。しかし、簡便な現代社会では役割を終えたように姿を消しつつある。在所の野菜や山野の薬草を軒先いっぱい「天日干し」する光景は圧巻で、復活の時代を待っていた。製品は「道の駅」や通販で売られるが、噂を聞き、販売先は全国的である。

手作業だが驚くほど安価である。その理由は、体に問題を抱えている人や、日々の食材として待ち望む人々がいるからという。「食べることは、生きること」に思いを寄せる、山村の小さな集落の農業主婦の仕事である。



読まれています 三省堂書店農林水産省売店 (2018年9月1日～9月30日・税抜)

タイトル	著者	出版社	定価
1 監査手帳 2018年版	全国農業協同組合中央会/編	家の光協会	2,900円
2 食料・農業・農村白書〈平成30年版〉	農林水産省/編	日経印刷	2,600円
3 日本の森林管理政策の展開 その内実と限界	柿澤 宏昭/著	日本林業調査会	2,000円
4 「複合林産型」で創る国産材ビジネスの新潮流 川上・川下の新たな連携システムとは	遠藤 日雄/著	全国林業改良普及協会	3,000円
5 欧米諸国の森林管理政策 改革の到達点	柿澤 宏昭/著	日本林業調査会	2,000円
6 スマート農業のすすめ 次世代農業人【スマートファーマー】の心得	渡邊 智之/著、 産業開発機構/編	産業開発機構	1,800円
7 タネはどうなる?! 種子法廃止と種苗法適用で	山田 正彦/著	サイゾー	1,300円
8 食料農業の法と制度	井上 龍子/著	金融財政事情研究会	2,200円
9 農山村からの地方創生	小田切 徳美、尾原 浩子/著	筑波書房	1,400円
10 攻めの農林水産業のための知財戦略 食の日本ブランドの確立に向けて	農水知財基本テキスト 編集委員会/編	経済産業調査会	4,900円

**セミナー**  
女性農業者の  
経営参画を促す

長崎県主催の女性農業者向け「経営発展研修会」には、経営主宰者や経理担当、生産担当などさまざまな女性農業者が参加しました。

会では長崎支店事業統轄の前田美幸が登壇。女性農業者が経営に参画する素地がより身に付くように、金融機関が経営を判断する際の視点や貸借対照表の重要性、資金繰りの考え方などを伝えました。参加者からは、「営農類型別の決算データと自社の決算書を比較し、経営に活かしたい」などの積極的な意見が寄せられました。七月三日、於：諫早市、参加者：女性農業者二十四人（長崎支店）



参加者からは質問が多く寄せられました

**セミナー**  
鹿児島銀行との  
業務協力一五周年

鹿児島県内の三支店（鹿児島・鹿屋・川内）は鹿児島銀行との業務協力協定締結一五周年を記念して「アグリビジネスセミナー＆輸出相談会」を開催。

セミナーでは、株式会社果実堂テクノロジー代表取締役社長の高瀬貴文氏が環境や土壌水分を制御する施設栽培手法を紹介し、データ管理の重要性を語りました。輸出相談会では、公庫と連携する貿易商社が相談を受けました。今後、連携の上、県内農業経営者を支援してまいります。八月二日、於：鹿児島市、参加者：農業経営者関係機関など九〇人（鹿児島支店）



セミナーの様子

**交流会**  
岩手の食材に  
海外からも注目

県内の農業者や食品加工業者一〇〇先が出展、地域のこだわりの食材をアピールした「いわて食の大商談会二〇一八」には海外（中国五社、台湾三社）を含む一七七先三七〇人のバイヤーが来場。岩手県産食材の注目度の高さがうかがえました。

出展者からも、「県内外の多数の企業に興味を持ってもらえた」「県内のさまざまな企業が出展している刺激になった」との前向きな声が聞かれ、岩手県産食材の取引拡大につながる商談会となりました。八月二三日、於：盛岡市、共催：岩手県、民間金融機関ほか（盛岡支店）



商談会は盛況下に幕を閉じました

**連携**  
桜の聖母短大と「農と食」  
活性化プロジェクトを始動

福島支店農林水産事業は、桜の聖母短期大学と、「農と食」の活性化に向け、県や農業者とも連携した農官学金連携プロジェクトに取り組んでいます。

八月に公庫が開催した「アグリフードEXPO東京」には「食の商談会体験」として学生約四〇人が参加し、復興支援ブースで県職員や農業女子と共に福島の食をPRしたり、商談会の視察を行いました。今後、食育セミナーや交流会といった生産者と消費者をつなぐ企画を実行するなど、福島の「農と食」の活性化に取り組んでまいります。（福島支店）



「アグリフードEXPO東京」で福島の食をPRする学生ら

# 認定新規就農者の皆さまへ 経営の開始を応援します

日本公庫は、新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者が、青年等就農計画を達成するために実施する幅広い事業を融資により支援しています。

青年等就農資金は、認定新規就農者を応援する無利子の資金で、実質的な無担保・無保証人となっています。

経営体育成強化資金は、農地取得などにもご利用いただけます。特に、「農地などの取得」は据置期間と融資限度額に特例が適用されます。

## 資金制度の概要

ご利用 いただける方	認定新規就農者 (市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人)																							
資金の使いみち	農業資材 などの経費	施設・ 機械など	家畜導入・ 果樹育成など	借地料などの 一括払い  農地などの取得																				
対象資金	青年等就農資金		経営体育成強化資金																					
融資条件	<table border="1"> <tr><td>融資期間</td><td>12年以内</td></tr> <tr><td>うち据置期間</td><td>5年以内</td></tr> <tr><td>融資限度額</td><td>3,700万円 特認限度額:1億円</td></tr> <tr><td>金利</td><td>無利子</td></tr> <tr><td>担保・保証人</td><td>実質無担保・無保証人 担保:原則として、融資対象物件のみ 保証人:原則として個人の場合は不要、 法人で必要な場合は代表者のみ</td></tr> </table>		融資期間	12年以内	うち据置期間	5年以内	融資限度額	3,700万円 特認限度額:1億円	金利	無利子	担保・保証人	実質無担保・無保証人 担保:原則として、融資対象物件のみ 保証人:原則として個人の場合は不要、 法人で必要な場合は代表者のみ	<table border="1"> <tr><td>融資期間</td><td>25年以内</td></tr> <tr><td>うち据置期間</td><td>3年以内 「農地などの取得」は、 負担額1,000万円まで5年以内</td></tr> <tr><td>融資限度額</td><td>負担額の80% かつ 個人 1億5,000万円、 法人 5億円 以内 「農地などの取得」は、 負担額1,000万円まで負担額 の100%</td></tr> <tr><td>金利</td><td>最新の金利を融資機関に お問い合わせください</td></tr> <tr><td>担保・保証人</td><td>ご相談の上、決めさせて いただきます</td></tr> </table>		融資期間	25年以内	うち据置期間	3年以内 「農地などの取得」は、 負担額1,000万円まで5年以内	融資限度額	負担額の80% かつ 個人 1億5,000万円、 法人 5億円 以内 「農地などの取得」は、 負担額1,000万円まで負担額 の100%	金利	最新の金利を融資機関に お問い合わせください	担保・保証人	ご相談の上、決めさせて いただきます
融資期間	12年以内																							
うち据置期間	5年以内																							
融資限度額	3,700万円 特認限度額:1億円																							
金利	無利子																							
担保・保証人	実質無担保・無保証人 担保:原則として、融資対象物件のみ 保証人:原則として個人の場合は不要、 法人で必要な場合は代表者のみ																							
融資期間	25年以内																							
うち据置期間	3年以内 「農地などの取得」は、 負担額1,000万円まで5年以内																							
融資限度額	負担額の80% かつ 個人 1億5,000万円、 法人 5億円 以内 「農地などの取得」は、 負担額1,000万円まで負担額 の100%																							
金利	最新の金利を融資機関に お問い合わせください																							
担保・保証人	ご相談の上、決めさせて いただきます																							

\*審査の結果により、ご希望に沿えない場合があります。

\*上記以外にも資金をご利用いただくための要件などがあります。

\*青年等就農資金は毎年度、国の予算の範囲内で実施される制度のため取り扱いに限りがあります。ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合があります。

\*詳しくは、事業資金相談ダイヤル (0120-154-505) または最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。

### ホームページのご案内

新規就農に関する融資制度Q&Aや手引きなど、お役立ち情報はこちら



♥ 一次産業に携わる女性に焦点を当てる「農と食の邂逅」を毎号楽しみに拝読しています。

九月号では、新潟県で酪農を営む坂井美幸さんが紹介されています。「未来ある酪農」にするため、牧場経営を見直し、長年じっくり温めてきた構想であるチーズの加工・販売を始めたそうです。

彼女のたゆまぬ努力で生まれた「フェルミエのチーズ」は、きっと絶品でしょう。

未来ある日本の酪農のためには、こうした酪農家の挑戦が大切だと感じました。

(札幌市 林田せりか)

## 災害等相談窓口のご案内

ご融資やご返済などに関するご相談に、政策金融機関として迅速、かつ、きめ細かな対応を行ってまいります。お住まいの都道府県を管轄する支店にご相談ください。

なお、支店一覧は公庫ホームページ (<https://www.jfc.go.jp/n/branch/>) に掲載しております。

### 災害等相談窓口

平成30年北海道胆振東部地震

平成30年台風第21号及び8月30日からの大雨

平成30年台風第19号 (鹿児島)

平成30年8月5日からの大雨 (山形)

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨

平成30年大阪府北部を震源とする地震

鳥根県西部を震源とする地震

平成28年熊本地震

東日本大震災

### みんなの広場へのご意見募集

本誌への感想や農林漁業の発展に向けたご意見などを同封の読者アンケートにてお寄せください。「みんなの広場」に掲載します。二〇〇字程度ですが、誌面の都合上、編集させていただきます。職業、電話番号を明記してください。掲載者には薄謝を進呈いたします。

〔郵送およびFAX先〕

〒〇〇〇〇〇〇四

東京都千代田区大手町一丁目九一四

大手町フィナンシャルシティノースタワー

日本政策金融公庫

農林水産事業本部

AFCフォーラム編集部

FAX 〇三三三七〇一三五〇

## 編集後記

- ④ 一〇年ほど前、都内で区民農園を借り、週末のたびに子どもを連れて通っていました。そこでは、近隣区画の方に土づくりを教えてもらい、時には野菜の苗をいただくことも。休憩中のご老人には子どもの面倒を見てもらうこともあり、まさに住民の交流の場となっていました。都市農業に求められる機能を実感した懐かしい思い出です。(西山)
- ④ 大消費地から近い利点を活かし、高単価の商品を生産。加えて六次化などを実施することで、自社商品に高付加価値を付与する都市農家の取り組みは、海外産の安い農産物との競争等の課題を有する全国の農家にとり、モデルケースとなるもの。今回の特集は地方の大規模農家の取り組みに目が行きがちな私の視野を広げてくれました。(高雄)
- ④ 経営紹介にご登場いただいた西村やす子さん。大きな事業を手掛けますが「何もならないところからやってきて、失敗が分からないのかも(笑)」とあっけらかん。一方で「両親に「世のため人のためになることを」と言われ育ったことから、「地域のためという自負があるからへこたれない」と教えてくれました。その言葉に、襟を正す思いでした。(城間)
- ④ 生まれ育った関東の政令指定都市に二〇年ぶりに住んでいます。驚いたのが、家の周りの都市農地の半分以上が宅地化していたこと。「多論百出」の小野さんが考えるような「都市農地をそのまま残す選択」は、近隣住民の農と食への高い関心があってこそ成し得るものと思います。時短・便利ワザばかりのママ友との会話を考え直してみます。(前島)

## AFCフォーラム Forum

### 編集

鳴谷 元 西山 大也 高雄 和彦  
柴崎 勇太 城間 綾子 前島 幸子  
鈴木 晃子

### 編集協力

青木 宏高 牧野 義司

### 発行

(株) 日本政策金融公庫 農林水産事業本部  
Tel. 03(3270)2268  
Fax. 03(3270)2350  
E-mail anjoho@jfc.go.jp  
ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

### 印刷 凸版印刷株式会社

### 販売

株式会社日本食糧新聞社  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-14-4  
ヤブ原ビル  
Tel. 03(3537)1311  
Fax. 03(3537)1071  
ホームページ  
<http://info.nissyoku.co.jp/koudoku/>  
お問い合わせフォーム  
[http://info.nissyoku.co.jp/modules/form\\_mail/](http://info.nissyoku.co.jp/modules/form_mail/)

### ■定価 514円(税込)

④ ご意見、ご提案をお待ちしております。

④ 巻末の児童画は全国土地改良事業団体連合会主催の「ふるさとの田んぼと水」子ども絵画展の入賞作品です。

# つなぐ。 たゆまず、つぎの10年へ

日本政策金融公庫は、皆さまとともに歩み  
おかげさまで10周年を迎えることができました。

私たちはこれからも、事業と地域を支える  
身近で頼れる存在でありたいと願っています。

「安心」を守るちからに。

「飛躍」への情熱を支え、後押しする手に。  
「成長」を喜び、わからあえる関係に。

地域の未来を担う皆さまとともに。

人と地域と国とをつなぐ「かけはし」として  
たゆまぬ努力をかさねてまいります。

10<sup>th</sup>

感謝、そしてこれからもともに。



『都市農業』という農業



『レタスの出荷のお手伝い』西山 巧真 兵庫県南あわじ市立賀集小学校

■AFCフォーラム 平成30年11月1日発行(毎月1回1日発行)第66巻8号(819号)  
■発行/(株)日本政策金融公庫 農林水産事業本部 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 Tel.03(3270)2268  
■販売/株式会社日本食糧新聞社 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-14-4 〒7原ビル Tel.03(3537)1311 ■定価514円 ■本体価格476円





## AFCフォーラム(2018年11月号) 読者アンケート

[AFCフォーラム]をご愛読いただきまして、ありがとうございます。本誌をより充実させるために、アンケートにご協力をお願いいたします。このままFAXか郵送でお送りください。

お名前(フリガナ)	性別	年齢	職業
	男性		
	女性	歳	
ご住所 〒			
		tel.	

## 1 掲載記事について、内容はいかがでしたでしょうか？ (○をご記入ください)

頁	記事区分	良かった	どちらとも いえない	良くなかった	頁	記事区分	良かった	どちらとも いえない	良くなかった
2	観天望気				23	経営紹介			
3	都市農業振興基本法による農業の行方				25	主張・多論百出			
7	特集 都市農業のかたちが日本農業の先駆け				27	変革は人にあり			
11	都市なるがゆえに吹く農業にむけた風				30	耳よりの話			
15	情報戦略レポート				31	まちづくりむらづくり			
19	農と食の邂逅				34	書評			
22	フォーラムエッセイ								

## 2 AFCフォーラムで取り上げてほしい特集テーマがありましたら、ご記入ください。

.....

.....

## 3 本誌への感想や農林漁業の発展に向けたご意見などを200字程度でお寄せください。

選定の上、本誌「みんなの広場」に掲載させていただきます。

掲載の場合には薄謝を呈いたします(匿名での投稿はご遠慮ください)。

なお紙面の都合上、編集させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。


ご協力ありがとうございました。